

市民科学通信

2023 年 4 月号

(通算 35 号)

2023 年 4 月 28 日 発行

発行: NGO 市民
科学京都研究所

〒616-8012 京都市右京区谷口
垣ノ内町 5-8

嵐電・龍安寺駅北東へ徒歩 3 分

事務局 E-mail:

sigemo.nao@gmail.com

目 次

【コラム】市民の力で戦争をくい止める —「非武装中立」と市民運動—	重本 冬水	02
相関関係と因果関係	塩小路橋宅三	06
新書散策の旅 (シリーズ第 4 回) ・・・黒川祥子『シングルマザー、その後』 (集英社新書、 2021 年) から学ぶ	宮崎 昭	08
新書散策の旅 (シリーズ第 5 回) ・・・今村忠純・島村輝・大江健三郎・辻井喬・永井愛 ・平田オリザ・小森陽一・成田龍一編著『「井上ひさし」 を読む 人生を肯定するまなざし』 (集英社新書、 2020 年) から学ぶ	宮崎 昭	11
新書散策の旅 (シリーズ第 6 回) ・・・伊勢崎賢治『日本人は人を殺しに行くのか 戦場から の集団的自衛権入門』 (朝日新書、2014 年) から 学ぶ	宮崎 昭	15
一人称主人公視点の展開	竹内 真澄	19
原発 そこが問題だ 第 21 号	青水 司	23
近況短信: ファンタジーにある「老い」 —団地タクシー奮闘記「注目の的に？」の巻—⑦	宮崎 昭	26
【研究ノート】「グローバルな民主主義」の探究 ——テッサ・モーリス＝スズキ「批判的想像力」論に学ぶ〈3〉 世界史における「連累」に立つ——	中村 共一	28

【コラム】市民の力で戦争をくい止める

—「非武装中立」と市民運動—

重本冬水

本「通信」前月号で、「ハムレットであるよりもドン・キホーテでありたい」と述べました。「非武装中立」は現実的でなく空想のように扱われますが、本稿では現実的で行動的な事例を取り上げ、その意味と意義を考えたいと思います。

1) 「軍隊のないスイスを目指す」国民投票（1989年11月26日）

投票結果は廃止賛成票 35.6%です。賛成した人数は 100 万人を超えます。この国民投票を推進したのは、1982 年に結成された市民グループの「軍隊のないスイスを目指すグループ」（Gruppe für eine Schweiz ohne Armee＜GSoA＞）です¹⁾。

スイスは「武装中立」の国です。男性には兵役義務があります（女性は任意）。1996 年までは拒否すれば懲役刑となりましたが、1992 年の国民投票で「社会奉仕」の選択肢が加わり関連法が 1996 年に施行されました。1989 年の「軍隊のないスイスを目指す」国民投票の結果が後押ししたと言えます。

この市民グループ（GSoA）は国民投票に際し、次の憲法改正案（憲法第 17 条）を提出しました。

「（1）スイスはいかなる軍隊も保有しない。（2）連邦・邦・自治体および私人は軍事力を形成し、あるいは保有することができない。（3）スイスは国民[民族]の自決を強化し、諸国民[民族]の連帯を促進する包括的平和政策を展開する²⁾」。

この改正案は過半数を得ませんでした。スイス連邦憲法（1999 年改正）第 58 条（軍）では、「①スイスは、軍をもつ。軍は、基本的に、非専門原則(Milizprinzip)にもとづいてこれを組織する。②軍は、戦争の防止に資し、平和の維持を担う。また、軍は、国とその住民を防護する³⁾」となっています。なお、Milizprinzip は非専門の「民兵原則」であり、一般に「民兵」とは「郷土を守るために住民によって編成された軍隊、その兵」です。具体的には「予備役兵」を意味します。常備軍の職業軍人は極めて少数です（3～4 千人程度）。

日本国憲法第 9 条は、「戦争と武力行使を永久に放棄する」、2 項では「陸海空軍その他の戦力は保持しない。国の交戦権は、これを認めない」となっています。日本で軍隊廃止の是非を問う国民投票を行う必要はありません。憲法を順守しているとすれば、日本は軍隊のない国です。それ故、「9 条を守る」市民運動となっています。しかし、日本の現実には 9 条が守られず、陸海空軍その他の戦力を保持しています（常備軍の職業軍人約 25 万人）。憲法違反が日本の現実です。現在、軍事費の倍増が具体的に提案され、これが進められればアメリカ、中国に次ぐ軍事費第 3 位の軍事大国になります。明らかに「戦力不保持」の憲法に違反しています。自衛隊は軍隊（軍事についての行政組織）です。市民は誰もそう思っています。

スイスのこの市民運動（＝「軍隊のないスイスを目指す」）は軍隊を認めている憲法の改正運動です。他方、日本は軍隊を認めていない憲法 9 条の「改正」を目指す勢力が長年執拗にそ

の「改正」運動を続けています。つまり「軍隊のある日本を目指すグループ」といったところ
です。しかし、すでに日本には軍隊がありますので正確には「軍隊を認める日本を目指すグル
ープ」です。

こうした中、日本でも「軍隊のない（軍隊を認めない）日本を目指すグループ」（Gruppe für
eine Japan ohne Armee＜GJoA＞）といった市民運動が必要だと思います。今日、「9条を守る」と
は「軍隊のない日本を目指す」という積極的平和運動を意味すると思います。

自衛隊 災害救助の 隊となれ（川柳＜冬水＞）

長年、永世中立を研究されてこられた澤野義一さんは、このスイスの市民運動（GSoA）につ
いて次のように述べています。

「この市民グループは、1980年代に入ってからヨーロッパでの反核・平和運動の中で、戦
争や軍隊そのものを疑問視する青年社会主義者から広まり、1982年にA・グロスらにより結成
されたものである。1986年には、軍隊の廃止を目指して、憲法を部分改正する国民投票の請求
（イニシアチブ）に必要な10万人以上の有効署名を集め、1989年11月26日に国民投票の実
施にまでこぎつけた。国民投票による軍隊廃止論は結果的には否決されたが、軍隊廃止賛成票
は全国平均35.6%あり、二つの州では過半数を越える賛成票があった⁴⁾」。

さらに次のようにも紹介されています。

「この市民グループは、スイスの伝統的武装永世中立の神話（武器輸出、ナチス・ドイツへ
の金融面の協力など）を批判的に検討し、軍隊の廃止だけではなく、兵役拒否、市民的不服従、
ECの中央集権的議会制でない超国家的直接民主制、あるいは戦争の原因となる構造的暴力を解
消するための『包括的平和政策』も提起してきた。この運動はヨーロッパ各地に影響を及ぼし、
『軍隊のないヨーロッパ』運動にも取り組んでいる。1993年には、このグループは、冷戦後は
軍縮を行うべきだという立場から、政府の新鋭戦闘機購入計画に反対し、『戦闘機購入停止』
を要求する国民投票実施を推進した。同年6月6日の投票は、過半数の支持を得られなかった
が（約57%が導入支持）、注目された⁵⁾」。

「軍隊のないヨーロッパ」運動にも広がるこうした市民運動の基礎に非武装中立論がありま
す。その論者の一人であるS・ヴェルティーの主張を、澤野さんは次のように紹介しています。

「軍隊は平和創造の手段ではなく、スイスの民主主義と中立すら守らない。軍隊は非民主的
制度で、民主的な国民意思を抑圧し、国民生活の軍事化の原因にもなるという。スイスの軍隊
がナチス侵略を阻止したというのは国民の神話であり、別の要因（ナチスに対する一定の軍事
的協力）があったことに留意すべきである。平和は武力では維持できないのである。平和の創
造は、戦争をもたらし社会的不正義、環境破壊、貧困、抑圧などの要素を排除することによっ
てなしうる。このような包括的・積極的平和政策のみが平和を創造し、維持することになると
すれば、スイスは軍隊を廃止して、中立国として、世界平和のための格好のモデルを提示する
ことが望まれる。これが、S・ヴェルティーの主張である⁶⁾」。

平和は武力（抑止力を含む）では維持できない、社会的不正義、環境破壊、貧困、抑圧など
の克服によって平和は創造できるとの言は、現在の戦争・紛争・内戦が絶えない現状に対して
の力強いメッセージと思います。

「軍隊のない東アジアを目指す市民グループ」（Gruppe für eine Ostasien ohne Armee＜GOoA
＞）の国境を越えた連帯（運動）があってもよいと思います。包括的・積極的平和政策の実現
を目指しての東アジアの市民連帯です。

2) 勇敢な平和—非武装中立・コスタリカへの道—

非武装中立の国コスタリカ、2016年に製作されたドキュメンタリー映画“コスタリカの奇跡

「積極的平和国家のつくり方」(原題は『A BOLD PEACE (勇敢な平和)』)は次のように紹介されています。

「1948年に軍隊を廃止。軍事予算を社会福祉に充て、国民の幸福度を最大化する道を選んだコスタリカの奇跡に迫ったドキュメンタリー。世界には軍隊なしで国の平和を保ってきた国々がある。そんな数少ない国の一つで、1948年に常備軍を解体した国がコスタリカだ。コスタリカは軍事予算をゼロにしたことで、無料の教育や国民皆保険制度を実現し、環境のために国家予算を振り分けてきた。その結果、地球の健全性や人々の幸福度、そして健康を図る指標『地球幸福度指数(HPI)』2016の世界ランキングにおいて140ヶ国中で世界一に輝いているのがコスタリカである。またラテンアメリカで最も安全とされている国でもある⁷⁾」。

この映画は、社会学者でもあるマシュー・エディーとマイケル・ドレリングの二人による共同監督作品です。監督は次のように紹介しています。

「コスタリカは、国全体に民主主義やサステナビリティ(持続可能性)の考え方、フェアトレード思想というものが深く根づいています。学校教育でも、連帯や平和の価値を教えることに力が注がれています。

ラテンアメリカの中で最も協同組合が多いのもコスタリカなんです。他の国の農業は、スペインからの独立以降も大地主制が主流だったのに対し、コスタリカは個々に独立した小規模農家が協同組合を作り、大規模農業と市場で競争できるモデルを構築してきました⁸⁾」。

私は特に非武装中立との関連でフェアトレード、協同組合⁹⁾を考えたいと思います。このことは、前述の「社会的不正義、環境破壊、貧困、抑圧などの要素を排除することによって」平和を創造できるとしたS・ヴェルティエの主張と重なります。だが、コスタリカの非武装中立は苦難の道でもあったのです。監督は次のように述べます。

「コスタリカの非武装体制は何度も岐路に立たされましたが、そのたびに危機を乗り越えてきたのです。

冷戦の時代に中米は米ソ対立の戦場となり、アメリカから何度も参戦を迫られましたが、強烈な圧力を退け、1983年には永世中立を宣言。その後も『中立路線が続けば資金援助を打ち切る』とのアメリカからの脅しに屈せず、大統領選において人々は、『未来を見据えよう』と訴えた反軍事路線の候補を当選させました。

87年には当時のコスタリカの大統領がリーダーシップをとり、他の中米諸国の大統領と会談を重ね、中米和平合意も実現させています¹⁰⁾」。

このコスタリカの平和創造の積極的な取り組みは、戦後、絶対平和(武力行使の非認)の憲法をもつ日本が東アジアの平和創造に期待された役割でもあったのです。そこでは何よりも「市民の力」が問われます。監督は言います。

「社会に不平等があると知ったら、まず、それを变えるように抵抗するべきでしょう。社会学者として、貧困、人種差別、格差問題などの社会的な不平等こそが、平和を最も脅かす要因だと私は考えます。

理想的なのは、指導者が市民を恐れるようになることです。市民の力を指導者に理解させ、市民を怒らせたならどうなるかを突きつける。そして、我々がどれだけ真剣に切実に平和を求めているかを訴え、市民の意見を尊重せねばと思わせることです¹¹⁾」。

「市民の力」によって貧困、人種差別、格差問題などの社会的な不平等をなくし、戦争をくい止め、平和を創造するメッセージとして受け止めたい。しかし、日本の現実はこの「市民の力」の低下とともに、「永世軍事化」と戦争の道へと突き進もうとしています。「市民の科学」はこの映画の原題「A BOLD PEACE (勇敢な平和)」を目指す共同研究活動でありたいと私は思います。

追記；市民科学京都研究所で「非武装中立共同研究プロジェクト」を立ち上げたいと思っていますが、皆さん、いかがでしょうか。

注)

- 1) 「スイス国民が軍隊にノーを突きつけた日」 (SWIswissinfo.ch)、
<https://www.swissinfo.ch/jpn/politics/>より、2023年4月15日閲覧。
- 2) 澤野義一「スイスの永世中立と国際協力(一) —公法学的側面からの考察—」『阪経法論 50号』大阪経済法科大学、2001年、53ページ。
- 3) 小林武「＜資料＞スイス新連邦憲法・試訳」『南山法学23巻4号』南山大学、2000年、58ページ。
- 4) 5) 澤野義一「スイスの永世中立と国際協力(二) —公法学的側面からの考察—」『阪経法論 52号』大阪経済法科大学、2001年、112ページ。
- 6) 同上113ページ。なお、オーストリアの永世中立については、澤野義一「オーストリアの永世中立憲法と国際協力」『法学論集 38号』大阪経済法科大学、1997年があります。
- 7) “cinemo”、https://www.cinemo.info/movie_detail.html?ck=48より、2023年4月15日閲覧。
- 8) 「KOKOCARA」(生協パルシステムの情報メディア)、
<https://kokocara.pal-system.co.jp/2018/06/04/country-without-army-costa-rica/>より、2023年4月16日閲覧。
- 9) スイスも協同組合の国です。次のように紹介されています。「『スイス連邦』のドイツ語の公式名『Schweizerische Eidgenossenschaft』の『Eidgenossenschaft』は同盟という意味で、Eid(誓約)+Genossenschaft(協同組合)に分割できる。ここに刻まれた理念は『意志に基づく国家』だ。スイスは自国を言語や文化の一致ではなく、連合によって結ばれた国家とみなす。建国神話のかなた、スイスの多くの地域に存在していた初期の協同組合が国家の前身だ」(「協同組合の国スイス」SWIswissinfo.ch、<https://www.swissinfo.ch/jpn/>より、2023年4月21日閲覧)。
- 10) 11) 前掲「KOKOCARA」より。

付記；澤野義一さんは長年「永世中立論」を研究され、現在、大阪経済法科大学法学部教授(憲法学)です。主な著書は、『脱原発と平和の憲法理論』(法律文化社、2015年)、『北東アジアの平和構築』(共編著、大阪経済法科大学出版部、2015年)、『平和憲法と永世中立—安全保障の脱構築と平和創造—』(法律文化社、2012年)、『21世紀の東アジア』(共著、大阪経済法科大学出版部、2010年)、『入門 平和をめざす無防備地域宣言—条例による国際人道法の非戦平和的活用—』(現代人文社、2006年)、『非武装中立と平和保障—憲法九条の国際化に向けて—』(青木書店、1997年)等です。

(しげもと とうすい)

相関関係と因果関係

塩小路橋宅三

相関家計と因果関係があいまいに議論されている。科学を研究する者は因果関係を議論しなければならないのに、研究会や学会においても実証的として相関関係に終始している。雨が降るから傘が売れるのであって、傘が売れるから雨が降るのではない。現代社会では雨が降る確率が何パーセントだから傘を買うべきと、詐欺まがいのことが常態化している。早く買わなくては傘が無くなると扇動することは犯罪と考える。大学において講義に出席をせずとも及第点が取れる学生に、三分の二は出席せよと強制する敗北者の教員こそが因果関係でなくて相関関係に沈んでいるのである。なぜならば、それは管理当局の大学側や文科省の願望に過ぎず、講義に出席するかしないかは学生自身が決めることだからである。講義に出席している学生に成績の良い者が多く、そうでない学生に成績の悪い者が多いだけの相関関係であって、全員がそのようになる因果関係では断じてないのである。担当の教員が大学側の論理を学生に強制することは管理の徹底に協力しているに過ぎない。相関関係認めたとしても、講義の出席と単位認定には因果関係はないのである。

議会に出席しないから除名にする論理を考えてみたい。当选して議員の資格を獲得したのにその義務を果たしていないのは税金の無駄という論理ならば、税金を使わなければよいのである。その行為が議員としての信用失墜というならば、その根拠を示さなくてはならない。議員の政治活動とは議会に出席して、議案に対する賛否を表明することだけではない。正当な理由なく欠席というならば、正当な理由の定義しなければならない。ここでは欠席であることを原因として、結果としての除名ができるのであろうか。議会主義的に考えれば議会への出席は果たすべき義務かもしれないが、通信機器による時間空間を超えたつながりもあるのが現代で、政府や行政はデジタル化としてそれを進めている矛盾を因果関係で説明できるのであろうか。今回のエピソードはリモートによる究極のデジタル化ではないかと考える。少なくとも有権者が選んだ議員を同僚議員の議決によって除名などできるのであろうか。この一連の動きについて、相関関係は理解できるのであるが因果関係がわからない。もちろん、議会への欠席は学生の講義欠席と同様に褒められた行為ではないと考える。ここで私が終始一貫して主張したいのは、リモートやデジタル化に何のメリットもないということである。除名の原因が不明なままにこのような結果を招いているのである。

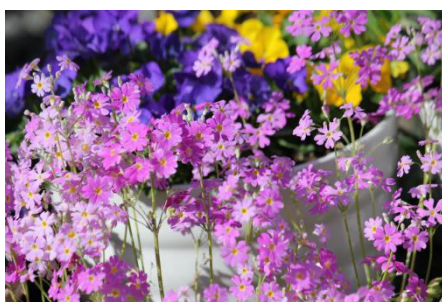
いまだに数字を駆使した記述式の論文の評価が高いのは、規範を介すことができない精神なき専門人の合理化に過ぎない。論文を読めば相関関係は理解できるが、因果関係が論じられていない自然科学的俗流の論文が堂々と専門書として書店に並べられている。否、自然科学のほうが因果関係はシビアである。自然科学的技術同様に社会科学もデュアルユースの世界に浸っている。どのように解釈してどう利用されるのは読み手次第であると言わんばかりである。たとえば宗教と政治の問題がトピックスとなっているが、信教の自由を保障することはデュアルユースの理論の世界ではないのである。つまり、政治が宗教に制約を設けて規制したり、さら

に、日本の宗教はこれが国教であるなどとの暗い戦前の世界に誘い込むことは、社会学者としてデュアルユースの理論以前の問題である。つまり、宗教が政治に近づくことは認められたとしても、政治が宗教に意識的に近づくことは政治家の矜持として慎まなくてはならない。今回の統一教会問題は因果関係でなく相関関係において論議しているにすぎなく、政権内にも宗教と関係する政党が存在することから宗教と政治の本質に触れてはいない。ここで超越的な非科学的呪術を持ち出すことには問題があるが、戦後の教育における科学主義が宗教を脆弱化してしまったことを反省しなければならない。

京都では文化庁が移転してくると騒いでいるが、そのことが原因で京都の文化水準が高くなるものでもない。どうしても京都に移転したいというのなら、京都市民として認めてもよいと思っているが、京都の住民の税金を使ってまで誘致を進める意義はどこにあるのだろうか。今回も中央集権の分散化に過ぎず、因果関係を駆使したところの理念が欠落している。何でも最終的に東京で決定するのなら京都に人員も建物も不要である。文化に関することは何もかも京都で決定することを原因として、文化庁を結果的に京都に移転したというならば立派な論理であると思う。しかし、東京と京都の相関関係だけで論議されて、当事者の本音は都落ちと思っているに違いない。風土は存在しているものだけれど、文化は創るものである。京都を発信地として日本の文化を創造するなんて、信じてよいのだろうか。

歴史的因果関係についてマルクスは経済などの下部構造が政治的文化といった上部構造を規定すると考えた。ウェーバーはその逆に上部構造である勤勉による禁欲的合理性というプロテスタンティズムが社会体制などの下部構造を規定すると考えた。それゆえに唯物主義では捨象された宗教にスポットライトを当てたのである。上下関係で論議する前に、何が原因で結果としてこうなっているのかを検証しなければならない。結果には必ず原因が存在するはずである。それが結果に対する責任を喚起するのである。現在の手段の目的化は因果関係でなく相関関係において記述的に分析することに派生するものである。この社会科学の二人の偉人は因果関係を述べているもので、現在のマルキストやウェーバリアンはそのことを軽視している。大学においても大学の本質論を教授会で検討されたこともなく、ただひたすら受験生確保や退学者防止に終始している。現在の大学崩壊の原因は教育の商品化にあると考える。学生は当事者であるのにもかかわらず、商品化された大学では生産管理の対象である。コロナ禍の通学制大学では学生の通学までを拒否して、彼らの出口では就職につなげている。学生は内容なしのPDCAサイクルのベルトコンベアに乗せられて産業兵士として送り出されている。教育は現物給付であることが忘れられている。赤ちゃん譲り渡しシステムに従ってブラック企業に送り込むことは、給料を餌にした現金給付と変わらない。この結果の原因は大学教育の商品化であると確信する。相関関係において大学の商品化が進められた事実があったとしても、諸悪の根源は市民的公共性を無視したところの大学教育の商品化である。教育をカネで買うのである。

(しおこうじばし たくぞう)



新書散策の旅（シリーズ第4回）

… 黒川祥子『シングルマザー、その後』 （集英社新書、2021年）から学ぶ …

宮崎 昭

はい、だからインフラは使う。わたしは、日本では超レアケースの確信犯おひとりさまなんです。つまり家族を作ろうと思わなかった人間なんです。家族を作ること、自分の意思で選択しなかった。そのことをまったく後悔していません。どうしてかっていうと、誰かと運命共同体になることを一切したくなかったからです（上野千鶴子談）（山折・上野〔2018〕170－171頁）。

ご存知の、強烈な主張をお持ちの研究者ですが、いまここで、「おひとりさま」が推奨されることには違和感というか、根本的な疑問を感じます。家族を作ることが「運命共同体」を意味するというのは、いかにも短絡的です。

先日、こんな話を一人の若い女性から伺いました。結婚して子供も持ちたいが、将来、離婚することもあり得る、そのとき一人で子供を育てていけるだろうか、養育費はちゃんともらえるだろうか、そんなことを考えると、結婚に踏み切れない。正に時代も若い方の意識も、大きく変化していることを実感するお話でした。内閣総理大臣として、時代の変化、若い方々の意識の変化を的確に捉えつつ、時間との闘いとなっている少子化問題に、先頭に立って、全力で取り組んでまいります（岸田総理〔2023〕）。

会見の中で、「シングルマザー」や「非正規労働」に関する対策は述べられていませんでした。

…米国の社会学者メアリー・C・プリントンは、インタビュー調査を通して、日本人の多くが、稼ぎ手の男性と妻、少なくとも子ども1人といた家族のあるべき姿や男女の社会的規範に縛られていることを見出した（林〔2023〕）。

あるべき「理想的家族」という規範に縛られているという点では、それは紛れもなく“家族というフェティシズム”による“縛り”ではないでしょうか。

§

本書は、ノンフィクション作家で、自身も「シングルマザー」という当事者性を根に置きつつ、6人のシングルマザーによる生々しい告白を基にした、哀しくも痛ましい「残酷物語」です。読み進むうちに、胸が痛くなり、腹が立ち、手を挙げそうになります。

タイトルの「・・・、その後」とあるのは、シングルマザーとして子育てをやり遂げた、その後待っている生活の“不安”であり“悲劇”を暗示しています。実際、黒川さんは、「まさに！なぜ、シングルマザーは子どもを大学まで進学させることに、これほどの困難を強いられるのか、その隠された仕組みを暴くのが、本書の一つの目的だ」（19頁）と述べています。

さて、本書で最初に紹介されている水野敦子さん（仮名、56 歳）の話は、こうです。要約します（28－42 頁）。

今から 18 年前、夫の浮気が原因で、離婚を決意、このとき長女は小学 2 年生、長男は 4 歳でした。ゴルフ場でキャディーのアルバイトをしながら、なんとか生活を維持できたといえます。というのも、子どもが義務教育期間にある時は、「児童扶養手当（約 4 万円）、児童手当（1 万円ほど）、医療費無料、水道代・基本料金が免除、有料のゴミ袋の支給、都営交通の無料券」があり、都営住宅に入居できたのも好条件でした。

しかし、長男が 18 歳になると、これらの様々な手当が停止します。要するに、セーフティネットが切られてしまうのです。大学進学を目指して予備校に通ったので、その費用は「国の教育ローン」から賄い、進学とともに入学金や学費の支払いに充てるため、「国の教育ローン」からさらに 200 万円借りたというのです。

元夫から養育費をもらえない状況のなかで、教育ローンの返済もままならなくなり、ついに自己破産という結末を迎えます。黒川さんは「母子家庭の子どもは大学へ行くな」ということなのか、と憤ります。

§

「女性の貧困元年は、1985 年」という、神原文子さん（そのもとは法政大学・藤原千沙教授の論文）の指摘に驚く黒川さんです。女性（子ども）の貧困は、「男女雇用機会均等法」並びに「労働者派遣法」の制定によって「仕組まれたもの」と言います。その仕掛けは前年の国民年金の「第 3 号被保険者」の創設にあります。これまでの第 1 号は自営業や農業者などとその家族、学生や無職者であり、第 2 号は民間の会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者です。ここに第 3 号が加えられたのです。つまり、第 3 号として第 2 号に扶養されている配偶者が、新たに加えられたわけです。

何が問題なのか、これでいいじゃないか、という声が聞こえてきそうですが、実は深刻な問題が伏在しています。要するに、第 1 号、第 2 号の適用を受けないシングルマザーは度外視されているということです。「扶養されている配偶者」が新たに加わったということは、女性は結婚して扶養される立場になって始めて、国民年金の対象になるということです。「日本型福祉社会」では未婚や離婚によるシングル女性の存在は一切、想定されていない。本書の最終章で、フランスと韓国との比較対照がされているのですが、読むほどに“口惜しさ”が増してきます。

日本では、「妻の座」、「法律婚主義」が極端に重視されています。それは、「配偶者特別控除」「相続の寄与分制度」に加えて新たな制度として「遺族年金制度」が創設されたことに表れています。

何故なのか、黒川さんは、畠山勝太（比較教育行財政/国際教育開発専門）さんに尋ねます。こう答えています。

実際、OECD 諸国において、就労しているシングルマザーは、正規雇用がメインなのです。日本だけ、ここが違うわけです。総数で見ると、正規で働いているシングルマザーは 5 割にも満たない。パート、アルバイトなど、非正規雇用の比率が高い。これは日本だけです。

ですので、これほど働いているのに貧しいというのは、要は、その賃金が低いからなのです（251－252 頁）。

さらに、日本の女性の教育水準が先進国では最低レベルにあるという指摘もしています。それが、シングルマザーの根本の問題だと言います。

§

黒川さんは、末尾の「おわりに」で、衝撃的な事件を紹介して、“もう、おわりにしなければならぬ”というメッセージを読者に送っています。

子育て「マザー」の期間はなかったものの、シングル女性として生きてきた、大林三佐子（当時 64 歳）さんの事例は、過酷です。新聞などで報道された痛ましい事件の被害者で、「『彼女は、私だ』という声が SNS など拡散、多くの女性たちが渋谷の路上（東京都渋谷区幡ヶ谷原町バス停）一宮崎）に集い、大林さんの死を悼んだ」（270 頁）。

大林さんが、終バスの後、夜明けまで休んでいたベンチで、「邪魔だ！」という理由で石とペットボトルの入った袋で頭を殴られ、亡くなった事件でした。黒川さんによる紹介を読むと、なるほど、シングル女性の「老後」の厳しい様子がよく分かります。

大林さんは短大卒業後に上京、劇団に所属して舞台やミュージカルに出演するなど、役者になりたいという夢があった。

27 歳で結婚したが、夫の暴力により一年で離婚。それがどれほどのこころの傷となったのか明らかではないが、以降、舞台に戻ることはなく、さまざまな職を転々とした。…（中略一宮崎）…40 代になった頃には、非正規の仕事にしか就けなくなっていた可能性はある。

そして 10 年前、50 代になった大林さんは、スーパーなどで試食販売の仕事をするようになる。…（中略一宮崎）…

行き先はさまざまで、扱う商品もその日によって違う。それでも、仕事があればいい。なければ、収入はゼロ。何の保障もないばかりか、派遣労働者のように権利を保護する労働者派遣法などの法律もない。「業務委託」という働き方です（271 頁）。

殺されたとき、所持金はわずか 8 円で、携帯電話を持っていたのですが、8 ヶ月前に契約が切れていたそうです。どうにも、やりきれません。

§

ことは、これで終らないかもしれません。オルナ・ドーナト『母親になって後悔している』（新潮社）に注目が集まっています。シングルマザーだけでなく、「理想的な家族」に身をおく母親にあってなお、自分らしい生き方が切望されています。

*岸田総理記者会見[2023]3 月 17 日

*林 香里[2023]『論壇時評』（『朝日新聞』3 月 30 日付）

*山折哲雄・上野千鶴子[2018]『おひとりさま vs. ひとりの哲学』朝日新書

2023 年 4 月 1 日
(みやざき あきら)

新書散策の旅（シリーズ第5回）

… 今村忠純・島村 輝・大江健三郎・辻井喬・
永井 愛・平田オリザ・小森陽一・成田龍一編
著『「井上ひさし」を読む 人生を肯定するま
なざし』（集英社新書、2020年）から学ぶ …

宮崎 昭

講演では、手っ取り早くは『この人から受け継ぐもの』（岩波書店、2010年）に所収されている「戦争責任ということ——丸山眞男に私淑して——」や「憲法は政府への命令——吉野作造を読み直す——」などをみていくと、小説、戯曲などと同じように、作家、井上さんなりの国家観や国家に対するネーション的な視点からの批判的認識が一貫してうかがえます。…（中略—宮崎）…できれば、生前に井上さんと柄谷さんの間に接触があれば、よかったなあ、の思いでいます。いまは、両氏をめぐる想いで頭が一杯です。世界をめぐる社会的背景の危機的な推移がわたしにショックを与えてくれたのです。柄谷さんの言うところの「移動と批評」の問題にかかわる現象かもしれないですね。

堂々と嘘と真が駆けめぐる地球世界の果つれば果ては

2022年3月23日、記

（篠原三郎「柄谷行人と井上ひさし、その可能性—Tさんへ—」）

*篠原さんは、このエッセーで、「井上さんの発表しているもののなかには、私の見る限りですが、柄谷さんの名は一箇所もでてきませんでした。他方、柄谷さんの文芸評論にもいろいろ調べたつもりですが、その範囲ですが、井上さんを発見できませんでした」、と述べています。すでに、篠原さんには生前お伝えしたのですが、『文学界』2020年3月号の柄谷行人「文学という妖怪」の中で、次のように述べていました。

「実際、日本では1970年から80年代にかけて、『ルネサンス的な文学』が回帰したように見えます。『吉里吉里人』を書いた井上ひさしがその典型ですが、古井由吉、後藤明生、中上健次、津島佑子などにもそのような傾向がうかがわれます」（235頁）。

ですが、やはり篠原さんが期待したような、国家や憲法にかかわる意見や交流はなかったようです。

§

この書を読んで、一番印象に残ったのは、平田オリザさんの発言でした。

井上さんは2010年に亡くなられたのですが、やはりあと2年は生きていて

ほしかった。11年の東日本大震災で私たち劇作家が何より痛感したのは、井上ひさしさんの不在なんです。あれほど東北を愛して、あれほど東北について批評性を持っていた方が、何で大震災の1年前に死んでしまったのか、もうちょっと待ってほしかった、と（264頁）。…（中略—宮崎）…本来文学は、そうした不条理を扱うのにもっとも優れている分野なのだと思います。…（中略—宮崎）…生き残った者と亡くなった者の境目が何もないという状態が現出してしまった。そういうときにこそ文学や演劇が力を発揮するのだと思います。

だから井上さんにはせめてあと2年生きていただいて、あの震災の不条理な感覚を言葉にしてもらいたかった。本当に、そう思います（265頁）。

私も同感です。ウクライナ戦争を目の当たりにして、篠原さんではないですが、あと2年と言わず、あと13年「生きていただいて」胸元をえぐるような発言を聞きたかったです。残念ではありません。井上ひさしさんは、たんなる小説家、戯曲家ではなく、否、正確に言い直せば、小説や戯曲、そして舞台を介して大胆に、透徹した社会時評を行った思想家であったからです。

§

さて、この書の生い立ちについては、「おわりに」の中で、成田龍一さんが余韻の残る表現で説明しています。本書は6つの座談会から構成されているのですが、発端は2010年7月の「お別れ会」にあります。「会」の後、成田さんは小森陽一さんと語らって、「井上さんの意志を受け継ぎたい」ということで互いの意思を確認しました。翌年、東北大震災があつて、いよいよ井上作品を読むことの切迫性とでもいえるべきものを感じ、井上ひさしを読む営みを実現しなければならないと、決意を新たにしました。

そうして企画した座談会には、大江健三郎や辻井 喬などのゲストを招聘したのですが、皆さん即座に快諾したそうです。それだけ、井上作品について、“どうしてもこれだけは言っておきたい”“井上作品にどれだけ影響されたか”“いまだからこそ井上ひさしを語りつくしたい”という、胸の中にしまっていた思いというのが、それぞれのゲストの心奥に潜んでいたのかもしれない。

たとえば、大江健三郎と成田龍一の応答を読むと、井上さんがまるで陰の仕掛け人であったかのような存在感を示しています。

＜大江＞「パリ不戦条約というものですが、戦後、その思想はいろんな立場の人によって都合よく利用された。だから、ぼくは不戦条約を持ち出す人に半ば不信の念を持っています」（111頁）。

＜成田＞「おっしゃるように、パリ不戦条約には、大国による大国のための秩序という側面がとても強くあります。井上さんが『夢の泪』で取り上げている植民地の問題は、パリ不戦条約の中ではまったく問題にされていません」（111頁）。

現在、「パリ不戦条約」を積極的に評価する声が大きいなか、井上さんが指摘する「植民地の問題」は根源的な問いかけでした。

別の座談会でも、同じ問題が扱われています。平田オリザさんの推測を交えた所感です。

「ご承知のように、司馬さんはノモンハン事件のことをものすごく調べていましたが、結局小説にできなかった。司馬さんは現代物をほとんど書かずに、日露戦争までで終わってしまったのですが、井上さんは司馬さんに、その後の戦争についても書いてもらいたかったのだと思います。想像するに、そんな思いもあつて、司馬さんが亡くなられたときに、自分が書かないと間に合わないと思われたんじゃないか、と」（250—251頁）。

「…韓国に留学していたこともあつて、…（中略—宮崎）…不思議なことに、日本には植民地文学というものが希薄ですね」（252頁）。

フランス文学では、デュラスやカミュの作品が注目されている、という指摘が添えられています。井上作品が日本の根強い土着思想^{しゆくあ}というか宿痼^{しゆくあ}とでもいうべき、「植民地」問題に焦点を充てていたことに、私も大きく頷きました。

§

改めて、演劇界における井上さんの立ち位置を確認しておきたいと思います。それは、たんなる演劇手法、演劇技術の問題ではないと思います。井上さんの「評伝劇」に注目が集まる所以です。永井 愛さんの歯切れのいい言葉に、思わず聞き（読み）入ってしまいます。

「おちゃらけた芝居の中で、真っ向から天皇制批判、軍国主義批判をしている。…（中略—宮崎）…アングラも天皇制批判をやってはいましたが、もう少しナルシズムというか、気取っている感じがした。…（中略—宮崎）…『スチャラカ社員』とか『てなもんや三度笠』といったノリに近いものが井上さんの芝居にはあって、アングラの批評性、笑いとは違う」（196頁）。

永井さんは、井上演劇を、“天皇制批判”にしても“軍国主義批判”にしても、いわば「新劇」風の“理性的”な世界に落とし込んで展開する方法とは一線を画していると考えています。新劇系ではなく、アングラ系でもなく、そうではない「評伝劇」という方法です。この点、成田龍一さんの解説がわかりやすいです。

「井上さんは、作家の実像を描くことに主眼を置くのではなく、一貫して、その作家が生きた時代や、作家が作品として展開した世界を伝えようとしています」（229頁）。

「…河上肇を描いた『貧乏物語』もありますが、この戯曲では、河上は舞台上に登場しませんね」（274頁）。そうでした、私はテレビで見たのですが、かの「河上肇先生」は、舞台中央の部屋に肖像写真が掲げられているだけでした。だけど、そうだからこそ「存在感」が倍増したように思いました。

たしかに、井上さんは、「作家の実像を描く」ことに腐心したようです。しかし、小林多喜二が、井上さんを吹っ切りました。

これまで何度も小林多喜二が登場する芝居を書こうとして書けなかったのは、なぜ小林多喜二はこんなに強い人なのかがわからなかったからなんです。…（中略—宮崎）…ですから世界中で労働者と農民が手を組んで国のあり方を根柢から変えることは可能だと信じられていた。多喜二の強さの背景には、この意識があったのではないのでしょうか。日本も必ず働く者たちの世の中になる。だからその運動に命を投じても決して無駄にはならない——そういう意識です（282頁）。

井上さんは、「こんなに強い人」だった多喜二を見つめながら、成田さんが指摘していたように、彼のパーソナリティだけに着目して、そこにこの話を収斂させていません。多喜二は「歴史が用意した」存在だったと言うのです。

多喜二は、やはり時代が配置した人物ですね。多喜二自身も書いているように、小樽へ行ったのが四歳のときですから、秋田で暮らした記憶はありました。食い詰め者の次男が、伯父の援助で小樽高等商業学校（現：小樽商科大学—宮崎）を卒業し、北海道拓殖銀行に勤める。小林多喜二は歴史が用意した適材適所の人物ですね（317—318頁）。

井上さんは、ノーマ・フィールドの問題提起—「格差」と「階級」の違い—を受けて、

多喜二を念頭に、当時の教育制度について「成績優秀な者を吸い上げる装置として学校が作られた」のであり、「社会は階級を固定せずに」しておくという工夫があったと指摘しています（316 頁）。こうした、歴史的に形成された「仕掛け」の中で「多喜二」が形成されていった、ということでしょうか。歴史を見る柔軟さというか、懐の深さを感じます。

§

井上さんは、日常の、ごくありふれた空間の言葉や所作というものに焦点を充てながら、時代というもの、歴史というものに関心を寄せたのだと思うのです。あえて「中央」ではなく「東北」に関心を向ける姿勢もそうですし、平田オリザさんや小森陽一さんが唸るような「飲み屋街」の話もファンタスティックです。

欧米の劇場を紹介しつつ、平田さんは「だから、劇場にはカフェが併設されていて、芝居が終った後に必ずそこで芝居について話すというかたちになっている」。「…井上構想によれば、まず劇場の前に飲み屋街を作る。そして、そこで 50 人の未亡人を雇う。何で未亡人かはよくわからないのですが、芝居を観終わった後は、未亡人たちが経営するその 50 軒の飲み屋さんで必ず呑むようにする——。

…『ボローニア紀行』の広場論に結実していく、広場としての劇場という考えがすでにあったのだと思います」（262 頁）。

井上さんは、観客が芝居を観終わった後、そのまま帰路につくのではなく、それぞれが感じた思いを、お酒の力も借りて、まるで「雑談」のような自由で率直な意見交歓を期待したのではないか、そう思われてなりません。「雑談」大いに結構、というスタンスです。ノーマ・フィールドの雑談論を受けて、井上さんは「たしかに生きて、雑談ができるということは、幸せなことですよ。…（中略—宮崎）…何か特別なテーマがなくてもいい」、そこでノーマが「目的も必要ありません」と応じるのに対して、「そうです。結論を出す必要もありません」（323 頁）と言い切っています。どうでもいいことでしょうか、「飲み屋街」の女将に「未亡人」を充てた真意は、そこで繰り広げられる「雑談」が喧嘩沙汰にならないための、ソフトな「仕掛け」、あるいはセーフティネットだったのではないのでしょうか。私の居酒屋体験から、そう思ったのです。

『父と暮らせば』（1998 年）を観終わった後に、居酒屋トークをしたと仮定します。被曝してすでに亡霊となった「竹造」と娘「美津江」の会話というものが成り立つのはなぜなのか、そのところを考えます。「雑談」の可能性は、想像する力を鍛え、“気づき”をもたらすことにあるのではないか、だから父「竹造」が生きていくことに絶望する娘「美津江」に語ることばが、生きてくると思うのです。

「人間のかなしかったこと、楽しかったこと、それを伝えることがおまいの仕事じゃろが」（329 頁）。

この一見して何気ない言葉こそ、井上さん自身への自戒であり、批判精神の源ではないだろうか。

＊ノーマ・フィールド[2009]『小林多喜二—21 世紀にどう読むか』（岩波新書）

2023 年 4 月 13 日

（みやざき あきら）

新書散策の旅（シリーズ第6回）

… 伊勢崎賢治『日本人は人を殺しに行くのか 戦場からの集団的自衛権入門』（朝日新書、 2014年）から学ぶ …＜振り返り編 No. 1＞

宮崎 昭

政府は5日、外交目的などを共有する「同志国」の軍に防衛装備品などを提供する新たな枠組み「政府安全保障能力強化支援（OSA）」を導入することを決めた。同志国の安保能力を強化することで、日本にとって望ましい安保環境をつくるのがねらい。これまでの政府の途上国支援（ODA）では対象外だった軍の支援に踏み出す（「朝日新聞」東京版、2023年4月6日）。

何時から「同志国」なるものができたのでしょうか。

日本は、いよいよ戦争の準備を整えてきました。改めて安全保障とは何か、発刊から10年近く経っているこの新書ですが、「振り返り」の意味を込めて、学んでいきたいと思います。伊勢崎さんは、TV出演もあって知ってはいたのですが、こんな強烈なメッセージを発していたとは、不明を恥じるとともに、なんとも忸怩たる思いがします。

§

「まえがき」の前に、伊勢崎さんは脅しをかけるように、私たちの喉元に鋭利な問いかけを突きつけています。

「集団的自衛権の行使を容認しないとアメリカは日本を助けてくれない」

「そのうち、中国、北朝鮮、韓国が日本に戦争を仕掛けてくる」

「国連PKOへの自衛隊の派遣は世界の役に立っている」

「イラク戦争で自衛隊に戦死者は出ていない」

でもこれが、「誰か」にとって都合のいいウソだったとしたらどうしますか？

本当は集団的自衛権の行使容認なんて必要ないのに、「必要かもしれない」と思いこまされているとしたら？

それどころか…現時点ですでに、日本人が、海外で人を殺し、殺される一歩手前までできているとしたら？（3頁）

著者が大学教授になる前、国際NGOの職員としてアフリカの貧困問題や国連平和維持活動の統括、また日本の外務省からの指令にもとづき、30年以上にわたって、世界各国の紛争現場で、紛争処理や武装解除の活動を行ってきた伊勢崎さん、自らを「紛争屋」と呼んでいます。本書

の目的を「集団的自衛権」の問題について、「一冊丸ごと解説してしまおう」、という意欲、ねらいを吐露しています。念頭にあるのは、私たちの“迂闊”な“思い込み”に警鐘を鳴らすことです。“信じる者”は往々にして救われないのです。しかし、伊勢崎さんは、この書をたんなる啓蒙の目的だけで書いたのではないようです。本書のタイトルにもなっている最後の第6章「自衛隊は人を殺しに行くのか」で述べておられるように、自らへの十字架を背負い続けてきた悔恨の書でもあります。長くなりますが、紹介します。漠然と考えていた「自衛」ということの深い意味が読み取れます。

では、武力を行使できるのは原則として正当防衛的な状況のみであるはずの国連平和維持軍が、仲間を殺された時、どのように豹変するかをあなたはご存知でしょうか？これは、私自身が経験した話です（227 頁）。

§

1999 年、日本の外務省から依頼されて「国連東ティモール暫定行政機構の県知事」となった伊勢崎さんは、1,500 人の国連平和維持軍を統括する立場にある中で、ニュージーランド軍の一兵士が独立反対派民兵グループの手によって惨殺される事件がおきました。喉をかき切られ、耳がなくなっていた状態で発見されたということです。これにニュージーランド軍の兵士が「我を忘れ」てしまい、伊勢崎さんも同様だったといえます。どんな状況だったか、およその想像がつかます。その結果がこうなんです。

このままでは同じことが起こると危惧したニュージーランド軍司令官の要請に、伊勢崎さんは、正当防衛では「撃つ前」に警告をしなければならないのですが、ここに至って警告なしで発砲できるというものに改めたそうです。「そして、ニュージーランド軍が報復戦に出たのです。たかだか 10 名くらいの、補給路を断たれてヨレヨレになっている敵に対し、総出で、武装ヘリまで使って追い詰め、蜂の巣にしてしまったのです。民兵全員を」227－228 頁）。「喉をかき切られ、耳がなくなつて」、「蜂の巣」を結果したのです。味方だけでなく、伊勢崎さんにして「敵の人権」をも考える余裕をなくしていた、という言葉の重みを痛烈に感じます。

「あの時、武器の使用基準を緩めることを決めた私の判断が正しかったのか。後悔とも違う、何とも言えない奇妙な後ろめたさが、いまだに私のなかには残っています。この時の経験が、私にとっては一生背負い続ける十字架になっています。こういった事態は、現在すでに海外に派遣されている自衛隊であったとしても、十分起こり得ることだと、実際に戦場で体験した私は考えています（228 頁）。

こうした体験、痛烈な思いが本書の基底にあるのだとしたら、「集団的自衛権」や「個別的自衛権」の「解説」は、たんなる社会常識、あるいは教養的知識であるだけで終わらない、私たちが共有すべき時代体験として読むのでなければならないと思うのです。冒頭に紹介した伊勢崎さんの私たちへの問題提起こそ、ねらいはここにあるのではないのでしょうか。

§

私も、きちんと理解していなかったことです。「集団的自衛権」とは、そもそも何か、という問題です。本書の基本テーマなのですが、簡単にまとめてみます。私自身、まだ頭のなかで混乱しているのも、思うに「国際法」、「国連憲章」、「日本国憲法」という重みのある基本ルールについて、日本政府や安全保障理事会の面々が国際政治の変化に対応して、都合よく解釈を変えてきたことによるからだと思います。

もとより、集団的自衛権とは「国連憲章」に定められた国連加盟国の「固有の権利」にあたるものです。この国連憲章は、国連の目的・原則・組織・機能など基本的な事項を定めた条約で、国連加盟国共通の法律のようなものです。その定めの中で、国連は、この「国連憲章」第 2

条4項で、すべての加盟国に対し、「平時は、武力を用いる行動をしてはならない」と定めていますから、国連成立の趣旨から言っても、武力行使は原則禁止です（14頁）。つまり、「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない」（14頁）のです。しかし、厄介なのは「平時」というものが、むしろ例外的であることです。つまり、「他国からの侵略行為があった場合、安全保障理事会（以下、安保理）が決定すれば、加盟国が団結して武力行使を行うことが許されます」（同上）というわけですから、話は段々ややこしく複雑になってきます。

さて、「この、安保理の決議が出ている場合に、国連に加盟している国々が協力して侵略的行為に立ち向かう行為や、テロに対抗していくことは『国連的措置』（集団的安全保障）と呼ばれるものです。

ただし、この定めだけでは、他国からの侵略行為があった場合、攻められている国は安保理の決定まで何もできずに座して待つことしかできなくなってしまう。いくら国連が定めたこととはいえ、自分の国がボコボコにやられているのに何もできないなんて困ってしまう。それで国連憲章は、第51条で、安保理が決定を下すまでの経過措置として、全加盟国に2つの自衛権を認めました。それが『個別的自衛権』と『集団的自衛権』です」（15頁）。

ロシアによるウクライナ侵略は、もちろん安保理の決定がないというか、その常任理事国が武力行使の当事者になっているという、下劣で最悪の事態を迎えていたわけですから、ウクライナにとっては「個別的自衛権」の行使であり、直接戦争行為に参入しているわけではないにしても、アメリカやNATO諸国の行為は「集団的自衛権」の行使にあたると思います。他方のロシアも、同じ言い分でしょうね。

§

さて、日本の話です。

安倍政権以降、“どうしても「集団的自衛権」を行使したい”、“どうしても自衛隊の海外派遣を実現したい”、“そうしてこそ国際貢献が出来るのだ”、という考えをもった人たちが、政府の多数を占めているように思います。政府がこの間、閣議決定による憲法解釈によって、第9条と「集団的自衛権」行使の辻褄合わせをしていることについては、このシリーズ＜新書散策の旅＞（振り返り編No.2）で近々取り上げる平田滋『日本は戦争をするのか——集団的自衛権と自衛隊』（岩波新書、2014年）で検討するので、ここではひとまず割愛します。

ただ一点、伊勢崎さんの「特徴ある意見」に注目しました。たしかに、わが国の対米従属の「安全保障」政策は大問題です。しかし、問題の根源は、実は私たちにあると言うのです。「何らかの危機意識が高まった時」の「自衛への渴望」という論点です。

…誰がそれを「渴望」するのか。安倍首相を中心とした日本の政治家たち？それとも、その取り巻きの有識者の人たち？

いいえ、それを渴望するのは、あなた自身です。あなたは平和を願っているでしょう。あなたの願う平和とは、自分や家族が安全に暮らせるということです。その願いが、他国の侵害による恐怖でゆがめられたとき、あなたは「平和」を守るために、「自衛」を渴望することになるのです。戦場で私は、そんな光景を何度も目にしました（226頁）。

もうひとつ、紹介させてください。メディアへの厳しい言及です。

…世界の歴史を眺めれば、多くの戦争が、自国を守るための戦争、自衛という正義

の名を借りた大量殺人なのです。…（中略—宮崎）…

とはいえ、「敵を叩くことこそが正義だ！」という民意の形成は、一朝一夕にできるものではありません。なにせ、社会全体で大量殺人を肯定するノリ——「熱狂」——を醸成しなければならないのですから。

熱狂は、何も政府の主導だけで醸し出されるものではありません。メディアが自ら飛び出し、戦意を駆り立てたという点では、100 日間で 80 万～100 万人が虐殺されたルワンダのような途上国でも、アメリカのような先進国でも同じなのです。そういう意味では、政府が宣戦布告を行う、はるか以前から戦争は始まっていると考えたほうがよさそうです（221－222 頁）。

なにやら、「新しい戦前」という言葉が思い浮かびます。「自衛への渴望」、そして「熱狂」という社会現象が、すでに戦争の只中に突入しているという警告です。なんというパラドックスでしょうか。平和を望む心性が、戦争を準備、推進しているのだ、と。

§

冒頭で紹介したように、伊勢崎さんは重い十字架を背負っています。にもかかわらず、この書を私たちに贈り届けてくれています。そのバネになっているのは、憲法第 9 条の法文と精神にしたがって、武装することなく、アフガニスタンの武装解除をやり遂げたことです。その自負心は、次のような言葉となって語られています。

…武力を前提にしない——非武装が原則だからこそできる——自衛隊の「補完力」と、相手の懐に入り込んでいくことのできる「親和性」を前面に押し出したジャパン COIN（COIN とはアメリカ陸軍・海兵隊の「対テロ戦マニュアル」のこと—宮崎）を、日本の政策ドクトリンとして生み出すのです。それが、真の世界貢献と主体性獲得への第一歩になります。そのためには、安倍政権の言う「集団的自衛権の行使」など、一切必要なものではありません（140 頁）。

伊勢崎さんが問題視する「熱狂」の論点は、言うまでもなく「敗戦後論」「戦争責任論」に繋がる問題を抱えています。引き続き、考えていくことにします。

2023 年 4 月 23 日

（みやざき あきら）



一人称主人公視点の展開

竹内 真澄

森有正氏（1911—1976）が提起した一人称—三人称という問題視角には、まだ展開の余地がある。もともと氏が提起したのは、二項対立方式が強く現れる日本社会と一人称—三人称が成立しているヨーロッパを文化類型論的に対比するものだった（拙著『物語としての社会科学』桜井書店、2011年、第4章）。西洋／日本といった対比がいまなお有効かどうか、氏の『経験と思想』から半世紀たったいま、あらためて再考する必要があるだろう。だが、それは大問題なのでいまは脇におく。もともと私が関心を抱いたのは、社会科学というものの「客観性」を人称論的に探ることだった。というのも、社会を客観的に見ましよう、などと言われても、社会を見つめる当の「私」が析出されてこなければ、そんなにことは簡単ではないと思うからである。つまり、鉱物や植物を客観的に観察するようには、社会を客観的に観察することはできないのではないか。そういう問題を考えるときに、社会科学の基礎づけに人称論が有効だと思ったまでのことである。

その後、一人称—三人称の視角を追求することには、社会科学を担当する主観がどのようなのか、というだけでなく、「あらゆる時代の観念や思想に否応なく相互連関性を与え、すべての思想的立場がそれとの関係で—否定をつうじてでも—自己を歴史的に位置づけるような中核あるいは座標軸に当たる思想的伝統」（丸山眞男『日本の思想』1957年）を世界規模で定立するために必要な作業であると考えようになった。もしも、ヨーロッパ近代、インド的近代、中国的近代、朝鮮的近代、日本的近代が、いまのところ地上に「雑居」しているだけであるならば、それらを相互に内面的に位置づけ、世界的オーソドキシ—としての「雑種」をつくるための精神革命を我々人類はこれから迎えないといけないだろう。

ここで書くのは、たまたま日中の近代化を考えるに際して李棟国氏の『魯迅と漱石の比較文学的研究』（明治書院、2001年）を読む機会があり、さらに安藤宏氏が日本文学を素材に『「私」をつくる』（岩波新書、2015年）を書いたのを読んで触発されたからだ。お二人は、ともに文学上の主人公の人称を様々に考察していて、とても面白い。本稿では、スケッチ的に一人称—三人称を考えるのだが、それが一体何のためかと言えば、世界社会をわけのわからぬ市場によって建設するのではなく、反対に思想によって建設するためには、前もって「多様な思想が内面的に交わる」ための交通整理の座標軸が形成される必要があると思われるからだ。その座標軸がどのように歴史的に発展しうるか、そのほんの序の口を考えてみたい。

1. 漱石（1867—1916）と魯迅（1881—1936）の一人称

漱石の最初の小説は『吾輩は猫である』1905だ。これが最初というわけではないが、日本文学で世界を語る資格をもつ一人称がどういうふうに成立するかという問題があった。安藤宏氏によると、「特定の人物のみに寄り添って語る視点を一人称視点、全体を俯瞰するように語る視点を三人称的視点という。」（『「私」をつくる』岩波新書、2015年）。ここで、「作中世界を統括する主体がどのような立場と資格で語るべきなのか、という大きな課題に突き当たることになってしまった」。というのも、小説の進行を統括するとき、「場面の実況中継に徹すべきか、特定の人物に成り代わるべきか、あるいはすべてから距離をとり、全知全能の視点にたつべきか」という問題が作家の悩むところとなったからだ。こういった問題に、答えがでたわけではない。二葉亭四迷や坪内逍遙が苦闘を始め、いろいろな試みが連綿とつづき、いまなお、たとえば村上春樹氏が『一人称単数』（文芸春秋社、2020年）を出したのも記憶に新しい。問題は進行形である。

漱石は、もちろん、近代小説の初期に一人称を模索した。彼が猫の視点を装う「吾輩」は、

猫の一人称であるが、その裏には書き手である作家の一人称が隠れている。このことが面白いのである。魯迅は、中国最初の近代小説「狂人日記」1918年を書いた。ここに出てくる「乃公おれ」は中国最初の近代小説の一人称なのだそう。 「乃公おれ」は、日記の主人公で「被害妄想狂」である。民国7年と言うから1918年のことである。つまり、漱石の「吾輩」は明治維新後の近代化を生きしており、魯迅の「おれ」は辛亥革命後を生きている。一般に、近代小説の一人称は、自己を対象化する自己である。図式化すると<self →self>という再帰的構造をもつ一人称だ。見る自分（I）と見られる自分（Me）に自己を割っている。そして、sich setzenのように、他動詞の「座らせる」に自分をくっつけて使えば、自己をして座らせしめる、つまり自動詞の「座る」になる。作家が主人公をして何かを行わせるのが近代小説である。漱石も魯迅もともに近代化のなかで、特徴的な主人公の一人称を使って小説を書いて成功した。近代アジアに一人称主人公視点が成立した。読者側からすれば、漱石と魯迅を読むことをつうじて、一人称主人公視点に自分を代入して世界を見ることができるようになった（その後漱石と魯迅は三人称主人公視点を開発するに至るが、省略する）。

2. 社会(society)とは、一人称から見て何であるか

さて、こうして近代小説の主人公は一人称で登場し、自己を存分に語るようになる。それにつれて読者は主人公や作家に共感したり、反発したりしながら、主人公との対比において自分の内面をのぞき込むことができるようになる。自我の奥行きが開発されてくると、当然社会にも奥行きが生まれる。社会とは、ただのっぺりしたものではない。自我に裏や表や奥行きが出てくることで社会にもそれ相応の奥行きがあることに気づかされる。しかし、その一方で、社会は奇妙につるつるした平板なありかたも見せ始める。というのも社会は私人の集まりであるから、一人称を具有する人々は、せつかく一人称の奥行きをえたにもかかわらず、集列態にむかって束ねられる。森氏は、一人称—三人称を壊す無人称が貨幣と資本の支配のもとで「人とももの関係」を変えてしまい、「ものの主観を経験することができなくなる」と指摘していた。ものの個性を感じられない私人は、自己の個性性をも感覚できなくなるのは当然である。こうして実践的に惰性化した集列態のなかに私人は閉じ込められ、バスを待つ人びとの行列や会社組織や国家同士の戦争などを担ぐような人間になる。誰も殺しあうことは嫌なはずなのに、なぜ戦争が起こるのだろうかという問いは、なかなか深い。答えも深くなる。一人称主人公視点が出てきて、自我が深まるにもかかわらず、この自我は絶えず私人化され、ものを感じず、社会を惰性化してしまうので、両者の闘争の根源まで戻らないと深い問いに答えることはできないのである。

第一次大戦が勃発したとき、内村鑑三(1861－1930)のような敏感な人はこう言っている。「近代人は自己中心の人である、自己の発達、自己の修養、自己の実現と、自己、自己、自己、何事も自己である」（「近代人」全集②239頁）。これは、戦争とはけっきょく近代人（私人）の引き起こすものだという意味であろう。

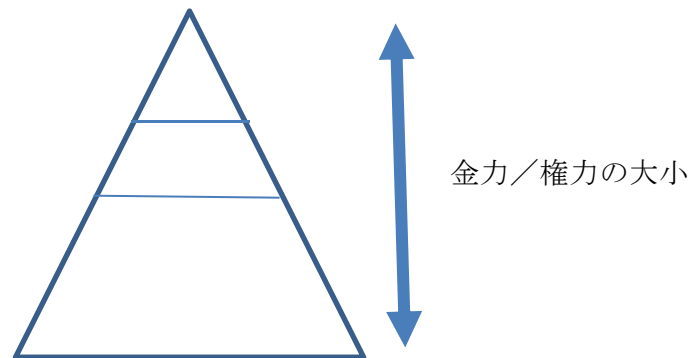
もちろん、どんな人も自分にとって自分は最もカワイイ絶対性である。にもかかわらず、他人にとってもその他人の自分は最もカワイイ絶対性である。ゆえに誰ひとりとして、この社会では唯一絶対の人ではありえない。皆が相対性の中で生きねばならない。本当は絶対的存在になりたいけれども、皆も同じことを考えているので、誰一人として絶対存在ではありえない。ちょうど、商品論の「全体的な、または展開された価値形態」のような「果てしない列」のうちに人は生きるしかないように。このことに文句を言わずに、お互い様じゃないかと腹をくくって生きるのが大人の世界である。漱石は「彼も人なり、我も人なり」と言ったが、それは善も悪も含んでお互い様だという意味であった。

もしそうだとしたら、世の中万事お互い様だという自覚は「相対化された一人称主人公視点」を成立させる。皆が一人称主人公視点で生きているわけであるが、それは相対化されるのである。それは、小経営者が互いに平等主義者でありえた時代に原型をもつ。この原型的社会

においては、まさに社会は、一人称主人公視点からみると、皆が絶対者であろうとするにもかかわらず誰も絶対者たりえないことを、皆が認めているような社会である。だがこの社会の節度ある均衡はいつか必ず破れるのである。

3. 金力・権力本位の社会における一人称の序列化

「展開された価値形態」が貨幣まで行きつくように、近代社会は節度ある均衡点で止まってはくれない。私は、私人（独立しているが、この独立は排他性を含むために淋しい個人）である。独立は欲しいが淋しくて淋しくてたまらない。この寂しさをなんとかして免れるために、私人は排他性を温存し、金力と権力（または名誉）をめぐる争うことで淋しさを「解決」しようとする。



ここに図示したように、私人である私は、小経営者の平等主義を破って、金や権力を握ろうとする。漱石は、近代社会を「金力・権力本位の社会」と呼んだ。金と権力を持ったら、たくさんのお金とが、あちらから会いに来る。「事業をしたいので金を貸してください」「先生のお力でひとつお助け願えませんか」などなど。私人は、相互の関係の内部から金力と権力を生み出すから、人々は内面的に序列化をつくるものだ。

上に行くほど少数で、金と権力がある。下に行くほど多数で、金も権力もない。人間ではなく、私人の悲しい性が制度化され、ここに「序列化された一人称主人公視点」が成立する。金と権力のある人々は、あちらから大衆が寄ってくるのだから、もう淋しくはない。銀行を考えてみたまえ。お金があるから、ひっきりなしに人が訪ねてくるじゃないか。大臣を考えてみたまえ。面会人が列をなして待っているじゃないか。これにたいして、金と権力のない者は、ふところからして淋しいし、誰も会いに来ないのだから、ひっそりとふて寝する。

中下層の人々は、近代社会であるから一人称主人公視点をもっている。だが、一人称主人公視点なくなりしはせぬが、きわめて弱々しく、大地震のあとの民家のように半壊している。

4. 彼ら（三人称）の中の私（一人称）と私の中の彼ら

李国棟氏は「三人称超越視点」という面白いことを言っている。たとえば「彼は故郷の土を踏む珍しさのうちに一種の淋し味さえ感じた」「細君は夫の前に広げてある赤い印の附いた汚らしい書きものを眺めた」などのように彼／彼女が〇〇したとか、彼／彼女にじかにセリフを語らせて事を進行させる。漱石は『道草』以降『明暗』まで、人間の関係性を描写するとき、関係の項をなす各自について一人称主人公視点によって自在に語らせ、それを作家の視点で客体化するというのである。「この視点の最大のメリットは、複雑な『関係性』を構成する多くの登場人物を、それぞれの立場から描写し、それぞれの登場人物にそれ相応の独立性と自己主張の権利を与えることができるという点にある」（李、前掲書、426頁）。

私は、そこに少し自分なりの考察を付け足したいのだが、漱石は、『明暗』の津田やお延のようなく私人>的な人間を認知バイアスのかかった限界付きの小さい人間として突き放して描き、そして日本の序列社会から脱落した小林という浮浪者の人間を登場させて、津田やお延を攻撃させている。だから、作家の「超越的視点」は、一人称主人公視点→その複数化による「三人称主人公視点」を踏まえて、そのうえで私人たちが絡み合う社会が「客観的に」どこへ

至るのかを「超越的に」洞察するのである。

ルカーチによれば、小説は社会を見通すことのできない近代的個人＝私人が生まれたために出てきた芸術形式であるとされる（ルカーチ『小説の理論』）。小説が登場する以前にあったのは、神話や伝承のような無人称的な叙事詩的な視点だった。近代的個人＝私人の登場は、不透明な市場社会と平行するから、それが今後どれほど長く続くかはわからない。けれども、漱石の開発した「三人称超越視点」は、小説の内部にありながら、それを囲んでいる近代の壁を内側から突き崩す可能性を示唆していたように思う。たとえば、小林は、津田を場末の飲み屋へ連れていき、貧乏人を軽蔑する津田に向かって、「馬鹿にするな」と一喝したりする。この場合、作家漱石は明らかに、底辺の人間である小林の主観に立ち、中流の私人化された津田の精神を批判するのである。

あるいは私は漱石を買いかぶりすぎかもしれないが、彼は社会の隅で我慢強く生きている人びとのなかへ自分を置き、「彼ら」として括られる底辺層の三人称複数のなかに自分を位置させ、そしてそこに生成する「我々」の可能性に親しみをおぼえているようにさえ感じられる。作家漱石は、「彼ら」貧乏人に共感し、憐憫を感じ、出世主義の虜になっている津田をやっつける。漱石自身に即せば、これは「自己本位」を追求する一人称の漱石がほかならぬ民衆の三人称を得たということではないだろうか。

漱石の「自己本位」は拡張された、原理としての自己愛であり、自己愛は、ルソー的な意味では決して排他的ではないから、たえず拡大される。森有正氏が「一人称—三人称」と呼んだのは、「彼ら」民衆のなかに自分を読み取り、また自分の中に「彼ら」民衆を読み取る、ということなのではないだろうか。「我々」という共同主観性の形成過程の中身は、このように、「彼ら」とはすなわち「私」のことであるという経験の蓄積過程のことであろう。

こういうテーマを、漱石ほど大きなスケールではないものの、描いたのは大江健三郎氏だった。大江健三郎（1935-2023）は、『われらの時代』（中央公論社、1959年）で「宏大な共生感」という言葉で世界への渴望を描いた。日本やエジプトをつないで生きるような世界感覚のことであった。だが、これは実現されなかった。大江は、共同性と個体の理想の関係を求め、それを晩年まで追求した。『新しい人よ眼ざめよ』（『新潮』1983年6月号、10頁）では「すでにひとつに合体したものでありながら、個としてもっとも自由であるわれわれ」と書いた。大江の場合、晩年になるにつれて、自由な個の共同性は、家族という範囲に狭められてしまった。山本昭宏氏が指摘するように、大江の描く家族はあたかも現実の世界の外にあるかのように描かれた（山本『大江健三郎とその時代』人文書院、2019）。

残念であるが、大江文学は漱石のめざしたものより一回り小さいように思う。家族を描いたからダメだというのはない。描き方だ。家族を描くのなら、家族を社会のなかへ戻してやらねばならない。本当の困難は、家族の共同性が世界の共同性へストレートにつながらないように、現実がつくられていることだ。新しい人間が家族の中に生まれる。しかし、それはどこまでも象徴的な意味においてでしかない。そこで止まるのなら、大江文学は感じのよい私小説であって、世界文学ではない。新しい自我＝個性は、世界史的個性としてのみ成立する。

では一体この自我はどこから生まれるのだろうか。一見したところでは、序列化されているこの世界は新しい自我を生みそうにないくらい厚い壁である。この壁は、それなりに長い歴史の中で作られたものであるから、そう簡単には壊れない。けれども、家族を含む小さい社会や友人の集まりのなかだけでなく、国民社会や世界社会の中においてさえも、金力・権力社会の息苦しさを訴える声は、ときには小さく、ときには大きく聞こえている。これらの声は、序列化された世界社会の基底層から生まれる。文学者だけでなく、社会学者も同じ声を聴いている。両者は三人称超越的視点の可能性を押し広げて行く作業に従事する。そしてそのことを通じて、一人称主人公視点を鍛えていく運命にあると思われるのだが、どうだろうか。

（たけうち ますみ）

原発 そこが問題だ

第 21 号

2023 年 4 月 25 日

原発反対の会・吹田

wasser861.a@pure.zaq.jp

国・東京電力と大阪地裁法廷で直接対峙!! 傍聴席を一席でも多く埋めて民意を法廷に届けてください

2011 年 3 月 11 日から福島県外に避難出来るまでの 2 ヶ月間は、実際に、放射線被ばくから身を守るため壮絶な葛藤があり、たまたま、ゴールデンウィークがあったこと、たまたま私が関西出身だったこと、夫が母子だけでも関西に一時的にでも避難したほうがよいと自家用車で福島～関西を往復して私達母子を県外避難させたことなど、私はたまたま福島を脱出(福島県郡山市から避難)する条件が整ったので初めて福島の外に出ることができ、福島県の外から(600 キロメートル離れたところから)客観的に福島を見ることができました。

それで、福島県内の報道と県外の民放の報道の違い(内容も情報量も実は外の方が知りたいことを的確に報じていた)こともあり、母子避難という途を決断することが、私たち家族にとっては最善だと判断できたのです。

やっとの思いで県外に避難しましたが、「避難しても地獄、とどまっても地獄」というのはまさにこのことという苦痛も受け続けてきました。現代社会において、原発が爆発して放射性物質が空気・水・土壌を汚染し続ける中、被ばくに脆弱な乳幼児の命と健康を守るための避難が、まさか「非国民」などと罵られ、「歩く風評被害」との誹謗中傷を受け続けることになろうとは…。国策で原発を推進した側が、避難費用がかかることも、避難継続のためには、住宅(居住移転の自由)、仕事(職業選択の自由)、子どもの教育を受ける権利など、強制避難と自主避難で保障されるべき基本的人権に差異はないはずなのに、被災者・避難者を差別し、分断を助長しています。家族分離、母子避難継続の決断という経験の中で、誰の何の権利が侵害されているのか、何が被害の本質なのか、なぜ裁判所にまで訴えるのかなど、関西で母子避難を続け、多くの皆さまにお支え頂く中で、自分なりに考えてまいりました。

国の責任を問い、被害実態に見合った損害賠償請求を国と東京電力を被告として国家賠償請求訴訟(民事損害賠償請求訴訟)を集団提訴してから 10 年が経ちました。

次回期日から、いよいよ本人尋問期日が始まります。
法廷で、国と東京電力と対峙します。

私は、午前 10 時～12 時まで、本人尋問(40 分、反対尋問 80 分の合計 120 分)を受けることになりました。

証言台では、意見陳述と違って、原稿やメモも文献も何一つ持ち込むことはできず、自分自身の 3.11 からの 12 年間の記憶だけが頼りです。

非常に心細くはありますし、証言台に立って証言することは、私の人生の中でも、生まれて初めての事で、とても緊張しています。

傍聴席を、原告とともにあつて各々の場で声を上げ続けてくださっている皆さまに、1 席でも多く埋めていただいて、

通常一般市民感覚として、原発被害を共有し、裁判官が私達ふつうに暮らす人々からかけ離れた社会通念を判決で示したりしないよう、どうか応援していただけましたら大変心強く、ありがたく存じます。

【開始時刻ご注意🚨】

2023 年 5 月 24 日(水)10 時～

「ふつうの暮らし 避難の権利 つかもう安心の未来」裁判

(原発賠償関西訴訟)第 39 回口頭弁論期日

@大阪地方裁判所大法廷 202

<http://sandori2014.blog.fc2.com/blog-entry-2789.html>

◆10 時～12 時まで森松明希子(福島→大阪・2児を連れて母子避難中)が尋問を受けます。

◆お昼休みを挟んで午後からも他の 2 世帯の原告本人尋問が予定されています。

◆進行協議の結果、当日 5 月 24 日(水)10 時～17 時の大阪地裁 202 大法廷は傍聴券抽選があります。また、入廷行進も予定しています。詳細は弁護団から発表されますが、1 時間前の 9 時頃に大阪地裁前に集合をお願い申し上げます。

午前だけでも、もしくは午後だけでも傍聴席に座って福島原子力惨禍の被害について知って、共有して一緒に考える機会にして頂けましたら、被害を訴える原告の勇気に繋がります。

いつも原発賠償関西訴訟の傍聴・応援、本当にありがとうございます。

声を上げる被害者・避難者とともにいつも歩んでくださり心から感謝申し上げます。

できるだけ多くの皆さまにお知らせください。

裁判傍聴の願いとともに、周知のご協力も重ねてお願い申し上げます。

原発賠償関西訴訟原告・

東日本大震災避難者の会 Thanks & Dream (サンドリ) 代表

森松明希子(福島→大阪・2児を連れて国内避難)

事務局より

福島は、廃炉はもちろん汚染水、汚染土の問題など人間の復興の目処は立っていません。しかし、国や東京電力は原発による放射能被害(特に小児甲状腺がん)を根拠なく否定し、もっぱら風評被害を問題にしています。

国や東京電力は被災者や避難者とりわけ「避難の権利」を求める「自主避難者」を復興を妨害する「非国民」とまで称しています。東京電力は厚かましくも、避難者は家庭の事情で勝手に住居を移転したのだから、慰謝料を払い過ぎたと返却を要求しています。国は加害者を助け、被害者を足蹴にしているのです。

学習会で講師の避難者は「避難の権利」は私たちだけの問題ではありませんと私たちに訴えました。

森松さんは「家族分離、母子避難継続の決断という経験の中で、誰の何の権利が侵害されているのか、何が被害の本質なのか、なぜ裁判所にまで訴えるのかなど、関西で母子避難を続け、多くの皆さまにお支え頂く中で、自分なりに考えてまいりました」と語っています。これは、多くの皆さんの支えへのお礼ではないと思います。むしろ、避難者が私たちの未来を支えていると理解すべきです。関西電力の原発銀座や中部電力の浜岡原発で事故が起こっていたかもしれないし、これから起こる可能性も大きいのです。

また日々福島第1原発の廃炉作業で、多くの被ばく労働者が多くの放射線量に苦しんでいます。被災者も、また全国の原発で温廃水によって漁業者が被害を受けています。

(あおみ つかさ)



近況短信：ファンタジーにある「古い」

—団地タクシー奮闘記「注目の的に？」の巻—⑦

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは今年 75 歳になるキャリア 5 年の老人です。
タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー（老老）相互扶助の物語です。
ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ 100 キロ近くある三輪自転車です。「開業」して 9 年になります。

私たちが運行する「団地タクシー」は、テレビや新聞で取り上げられてきたこともあって、この団地のシンボル・キャラクターになってます。黄色い車体の「オリーブ」号、緑色の「ポパイ」号の 2 体で頑張ってます。

これまで、何回もマスコミに取り上げられてきたのですが、特に大きく注目されるようになったキッカケは、コロナワクチン接種の予約を自治会がサポートしたことにあります。覚えているでしょうか、昨年第 1 回目の接種を予約するのに電話がなかなか繋がらず、住民の多くが困惑していました。パソコンやスマホを利用すれば、比較的スムーズに予約できるのですが、如何せん、高齢者の多くは“その手”を持ち合わせていません。そこで普段からお付き合いのある大学の学生さんの“手”も借りて、予約代行をしました。これが先駆的であったこともあって、マスコミの注目を集めたのです。NHKをはじめ、全国紙の取材を受けました。ここまでは、団地タクシーの出番、注目はありません。潮目が変わったのは、“手”ではなく、接種当日の“足”でした。

ワクチン接種を切実に願っていたのは、普段、歩くことに困難を感じている高齢者です。接種会場は、団地の一角にある小学校の体育館です。そこから遠いところに住んでいる人の場合ですと、歩いて 20～30 分近くかかります。この団地に 30 年近く住んでいる人でさえ、この小学校の存在すら認識していない人もいました。それほど、自宅から「遊歩」する機会のない人たちです。

ここは、やっぱり、団地タクシーの出番でしょう。

いつもは、午前 11 時から午後 3 時までの運行なのですが、ワクチン接種の時間が朝 9 時から午後 4 時までなので、ここは、意気揚々と「時間外労働」を発揮する場面です。しかし、かなりの人数に上る事が予想されたので、私ひとりでは間に合いません。そこで、「市民科学通信」第 30（11 月）号「近況短信 ファンタジーにある『古い』—団地タクシー奮闘記（スーパー老人の巻）—②」で紹介した「スーパー老人」にお願いして、オリーブ号とポパイ号のそろい踏みと相成りました。つまり、2 台をフル活用したわけです。通常は、運転手一人、タクシー一台ですから、破格の住民サービスですね。

これ、かなりの好評で、「コロナが心配だったので助かった」「母を連れて行くことが難しかったので、二人同時に乗せてもらって助かった」「帰りも自宅まで送ってもらって、ありがたかった」「これを機会に自治会に入会したい」など、などでした。こんなに喜ばれて、企画した私も大満足です（少し自慢してます）。

そんなこんなで、私たちの自治会だけでなく、団地タクシーにもマスコミが注目し始めました。TBS ラジオの取材は、声だけの出番でしたが、わずか3分ほどの放送なのに、取材時間は3時間を超えていました。住民による団地タクシーへの「感謝の言葉」も拾ってくれたのですが、私への注文、つまりそれらしい“演技”も求められ、調子に乗った私は、言われるまま、「今日も頑張るぞ!」と叫んでしまいました。なんとも、“後味”の悪いこと、笑い話にして「ゴミ箱」に棄てたい気持ちです。

でも、それはまー、まだマシな話なのです。その「今日も頑張るぞ!」のくさい“演技”の後、今度は地元テレビ局からの取材申し入れが舞い込んできました。こちらは、声だけでなく「顔出し」ですから、いささか興奮してきます。録画して息子に送ろうかな、と頭をよぎります。

取材当日、やってきたのは若い女性ひとりです。撮影も録音も、構成や段取りも彼女ひとりの作業なのです。私が団地タクシーを運転している「絵」が欲しいというので、ペダルを踏むと、撮影のカメラを片手に、走って追いかけてくるではないですか。なんとも痛々しい、健気な“振る舞い”ではないですか。ここでも“演技”が求められたのですが、そこは彼女の「一生懸命」さに感動して、喜んで応じたことは言うまでもありません。

しかし、そこで、この話は終りません。

その後、放映時間などの通知はありませんでした。

私から問合せをするなど、「大人げない」のでしていません。

「放映できなかった」理由の釈明もありません。

「なかったこと」にしようという、暗黙のメッセージなのでしょうか。

彼女の「罪滅ぼし」ということで、会社には内緒のままワタシの「動画」を送ってこないかと、秘かに、惨めったらしく、思うのであります。

「ファンタジーにある『老い』」の真っ只中にいる私でした。

＊「団地タクシー」は、八王子市内のUR大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

つづく

(みやざき あきら)

【研究ノート】

「グローバルな民主主義」の探究

——テッサ・モーリス＝スズキ「批判的想像力」論
に学ぶ〈3〉 世界史における「連累」に立つ——

中村共一

はじめに

- 1 戦争のグローバル化のなかで（第33号）
- 2 ナショナリズム批判と「批判的想像力」の発見（前号）
- 3 世界史における「連累」に立つ（本号）
 - (1) 「対抗運動」における「異なる声」
 - (2) 過去への「連累」
 - (3) 「歴史への真摯さ」と「普遍史」
 - (4) 未来をつくる「批判的想像力」
- 4 「内なる多文化主義」は資本と国家を超えうるか

3 世界史における「連累」に立つ

(1) 「対抗運動」¹⁾における「異なる声」

前章でみた『敗戦後論』論争（「歴史主体論争」）において、テッサさんは、「議論の概念的枠組み」（三相構造）に対する認識のあり方とは別に、「多様な『コミュニケーションのモード』間における相互関係の問題」がそこにあることを力説していました。論争の結末とともに、論争のプロセスに重要な意義を見いだしていたからです。

この論争は、論争のきっかけを作った加藤典洋さんもその思想の持主なのですが、「ポスト・モダン」を思想的背景としていました。ポスト・モダンは、ポスト・構造主義の思想的傾向として、1970年代に登場し、80年代の思想的なブームとなったものです。近代（モダン）の芸術・思想、そして科学などを特徴づけていた「普遍主義」を批判し、それらの「自己言及的な性格」や「認識・道徳の相対主義」を主張するものでした。カルチュラル・スタディーズをはじめ、多くの分野で、この影響を大きく受けたわけですが、テッサさんも、このブームの成果をふまえて「歴史主体論争」にかかわっていました。

テッサさんは、「歴史主体論争」のなかで、ポスト・モダンの成果を強く意識されながら、論争自体がもつ「異なる声」を積極的に評価されていたのです。

「知の意味が浮遊する時代にあって、批判的研究者や活動家たちが世界を『想像し直す』やり方は、当然にも、彼ら彼女らの個的体験、物理的位置、知的背景などによって変化せざるをえない。彼ら彼女らは、研究者あるいは活動家として発話するのか？ 哲学者、経済学者あるいはカルチュラル・スタディーズを学ぶ者として発話するのか？ 母親としてか父親としてか？ 異性愛者としてか同性愛者としてか？ 若者としてなのか、それとも老人として

なのか？

同時にまた、その発話は、苦痛や特権、愛や憎しみ、あるいは個人的な喪失の体験によっても異なるはずだ。そしてこれらの多様性こそが、『批判的協働』における論争の刺激の源泉となりうる、とわたしは信ずる。」²⁾

確かに、「歴史主体論争」は、熱い論争を引き起こし、「われわれ」（日本人）と個人との区別、ネーション（国民）に対する相対的な認識を喚起させ、ネーションにおける個々人の主体的なあり方を問いかけるものでした。戦後日本においても、「われわれ」、「私たち」は、通称的な自己表現であり、私たちの自己意識を制約するものとしてありました。そしてまた、現在のナショナリズムの高揚は、「私」という表現すら抑制・抑圧する風潮（「出る杭は打たれる」！）を強めていますので、論争の内容と同時に、論争のプロセスに「民主主義」的な力を評価するのも、重要な意味があります。「批判的研究者や活動家たちが世界を『想像し直す』やり方」において、論争的＝民主主義的な「あり方」は、不可欠な条件であり、そのあり方によっては、あらたな世界を「想像し直す」ことも可能となってくるように思います。テッサさんは、ポスト・モダンの成果を、このような「対抗運動」のプロセスのなかで受け止め、あらためてその運動の論理を捉えようとされているのです。

「類似した運動」として、「オーストラリア先住民アボリジニ活動家たちを主とする、数十年間にも及んだ困難な闘争（「実質的な先住権(indigenous rights)獲得」の運動）」に思いを馳せながら、テッサさんは、「この永い困難な（そして継続する）闘いの成功は、それぞれ劇的に異なるバックグラウンドを有した人々の多様な『コミュニケーションのモード』が、個別にしかし刺激的に介入し介入した部分にあった」と評価しています³⁾。「対抗運動」における「異なる位置」や「異なる声」を、啓蒙的な大衆運動論にみるような「前提条件」としてではなく、むしろ「本質的要因」とみなしているからです。すなわち、「これらの『異なる位置』の存在は、先住権獲得運動に激しい内部抗争を生起したのだが、運動内部における多様な声とアプローチの容認こそが、まさにエスタブリッシュメントの持つ無関心の固い壁に多くの角度からひびを入らせたのであり、運動を有効たらしめたきわめて重要な因子でもあった」⁴⁾と評価するのです。

さらに、テッサさんには、「歴史的責任」をめぐる個々人の主体的・実践的な関係性こそが、ナショナリズム批判と結びついていくという問題意識があります。歴史学における「過去」の取り上げ方を批判しながら、「過去」のもつ意義を次のように語られています。

「過去との遭遇は、どんな遭遇でも、純粋な知識と同時に感情と想像力をともなうものだ。過去の知識は、それによって個人としてのアイデンティティをひきだし、この世界でどう行動するかを決める手がかりとなる。わたしが言いたいのは、アカデミックな歴史は感情を敬遠しがちだった、歴史知識をまるで純粋理性のひとつの形態であるかのように扱い、それを損ないかねない情熱、恐怖、希望、喜び、といった領域を超えて存在するかのようにみなしがちだった、ということだ。過去についての大衆メディア表現の多くはもちろん、警戒すべきナショナリスト的歴史学の大衆向けの形態も、学問的歴史がともすれば抑えこんできた感情に訴える力からその力の一部を得ているのである。」⁵⁾

テッサさんの論理は、アカデミックな論争であれ、市民的な運動であれ、自由な「個々人の主体的・実践的な関係性」に射程をあて、そこに歴史としての「近代」を超える社会創造の「力」を発見していこうとするものなのです。

だが、過去の他者と関わる個人とは誰か？

なぜ、テッサさんは、日本の「敗戦後論」に関わってくるのか。「敗戦後」は、加藤典洋さ

んが論じた「日本人の主体」の問題ではなく、なぜ、日本という「境界」から離れた個々人が関わってくることになるのか。こういった疑問が生まれてきます。この点を追求して提起された視点が、「連累」という概念です。

(2) 過去への「連累」

「連累」は、たんなる「過去とのつながり」を一般的に意味づけるものではありません。テッサさんは、その言葉が、「過去との直接的・間接的関連の存在と、（法律用語で言うところの）『事後共犯（an accessory after the fact）』の現実を認知する、という意味」⁶⁾にあると、説明されています。いわば「歴史的責任」と直接的・間接的に係わった「罪」の認知であり、その「責任」を担っていく歴史主体との関係性——個々の主体がその「責任」とどのように関係しているか——を示すものとして概念化されているように思います。したがって、「連累」はその責任が発生する「当事国」にとどまらず、国外の「関係者」をふくんだ歴史主体の「複合性」を示していくことにもなります。そもそも客観的な世界自体が「複合的」な現実にあるわけですが、ここでは、そうした現実を「責任」関係をとらえ、当事国に限定されない「主体」の世界的な広がりをグローブ・アップさせるのです。ですので、「連累」は、空間的・時間的な制約を超えて、私たちに「責任の在りか」を教えるものとなってきます。そしてまた、国境を越えて、私たちを「主体化」することにもなります。

もう少し、具体的に、「連累」が意味するものをみていきましょう。

「戦後責任」をめぐる「歴史主体論争」のなかで、外国人であるテッサさんは、積極的にその論争にかかわり、自らの「責任」について次のように述べています。

「わたしは「日本国民」ならずとも、日本の歴史に関心を持つ者には、その歴史の書き換えや歪曲に対抗する責任は生じる、と考える。「他国籍所有者」であっても、日本に住む者、日本を学ぶ者、日本について教える者にも、その責任は生じるはずだ。相互に影響し作用し合う世界には、国家的境界を超える『伝達が「責任」である』ようなグローバルな記憶が存在する。」⁷⁾

確かに、「歴史的責任」は、「グローバルな記憶」——例えば、『はだしのゲン』（中沢啓治）は「原爆の恐怖」を世界に呼び起こしている——のとともに、国境を越えた「責任」の広がりを自覚させています。現在のウクライナ戦争を連想しても、メディアの「ニュース」は、日々、「ウクライナ支援」を語りながらも、他方で、私たちの「責任」——私たちの「税金」が日本政府の「ウクライナ支援」（戦争加担、軍事強化）と結びつき、「平和憲法」と矛盾した形で、曖昧な責任のとり方を余儀なくされています——を問いかけています。さらに言えば、「高度成長」による日本の富の蓄積——したがってまたそれを実現する賃労働——が、アメリカの「戦争」（例えば、朝鮮戦争、ベトナム戦争）に貢献している現実もあります。テッサさんが、「記憶と歴史的責任の問題を考察するさい、グローバル化したポストコロニアルな世界における歴史的責任の問題の複合性を強調せざるをえない」⁸⁾というのは、まったく同感です。近・現代においては、どんな国民国家であれ、経済的にも政治的にも、国際関係な関係と動向のなかに置かれ、つねに世界史のなかの「国民国家」として存続してきました。こうした歴史的現実からして、やはり、「歴史的責任」は「複合」的でしかない。そしてまた「連累」という把握は、「歴史主体」もグローバル化して捉えるものとなっていくのです。

とはいえ、「連累」という概念の真価は、なによりも時間的な観点のなかにあります。イギリスで生まれオーストラリアに移住したテッサさんは、そこに発生した自らの「連累」について、次のように述べています。

「オーストラリアへの最近の移民たるわたしは、先住民アボリジニに対して過去に行われた収奪や虐殺の悪行と現在のわたしとの関係を考え、わたしには『罪』の意識ではなくて、『連累 implication』がある、と結論した。現在も生き続ける過去の不正義を是正する『責任』がわたしたちには確実にある。その生き続ける不正義と過去との関係を明瞭化するためには、『連累』という概念が意味を成すのではなかろうか。」⁹⁾

さらに、第二次世界大戦後と関わって、次のような説明があります。

「ドイツでの最近の裁判事例はとくに顕著な例だろう。これは、戦後ドイツ経済の驚異的復興の推進役となったいくつかのドイツ大企業が、第二次世界大戦中にユダヤ人などの奴隷労働によってその富の一部を得た事実を明らかにした裁判である。同じように、鹿島建設、三菱重工をはじめとする、日本の戦後経済の奇跡の中心的アクターとなっていた企業も、その富の一部は、太平洋戦争中に朝鮮や中国からの人びとによる強制労働によって得たものである。この意味で、こうした企業の成功の恩恵をうけた人たちは、間接的に、歴史的暴力から得た富の受益者になる。」¹⁰⁾

「歴史的責任」は、ある過去にとどまらず、現在につながる「連累」のなかにあります。一見無関係な現在のように思えても、「責任」を問い続けてみると、形を変えた「連鎖」が避けられない。戦争は経済的な「富」につながり、「富」は戦争につながっています。

「責任」は、また、個別的な「歴史的責任」に限定されているわけでもありません。「連累」の空間的・時間的範囲は、社会全体にも繋がり、「歴史主体」は、脱近代の「社会変革主体」として成立するものとなります。

「もっと広い意味でも過去への“連累”がある。今生きているわたしたちをすっぽり包んでいるこの（近代の…中村）構造、制度、概念の網は、過去における想像力、勇気、寛容、貪欲、残虐行為によってかたちづけられた、歴史の産物である。こうした構造や概念がどのようにしてできあがったのかはほとんど意識されない。しかし、わたしたちの生は過去の暴力行為の上に築かれた抑圧的な制度によって今もかたちづけられ、それを変えるためにわたしたちが行動を起こさないかぎり、将来もかたちづけられつづける。過去の侵略行為を支えた偏見も現在に生きつづけており、それを排除するために積極的な行動にでないかぎり、現在の世代の心のなかにしっかりと居すわりつづける。そうした侵略行為をひきおこしたという意味ではわたしたちに責任はないかもしれないが、そのおかげで今のわたしたちがこうしてあるという意味では“連累”している。」¹¹⁾

「近代」が「想像力、勇気、寛容」ばかりでなく「貪欲、残虐行為」によってかたちづけられた「歴史の産物」というのは、確かなことであり、アメリカの人種差別が象徴するように「過去の暴力行為の上に築かれた抑圧的な制度によって今もかたちづけられ」ています。さらに言えば、「歴史の産物」である近代の「構造、制度、概念の網」そのものも、今日の戦争・経済的格差・環境破壊といったグローバルな「罪」をうみだした歴史的な社会構造です。であれば、未来からみた現在への「歴史的責任」として、近代の責任が問いつづけられることになるでしょう。

資本主義の歴史は、たえず「歴史的責任」をグローバルに再生産しています。だから、「連累」の射程は、「未来の他者」との関係にも及び、あらたな「歴史主体」を生んでいきます。まさに、「連累」は、「心理学的状態であると同時に、継続する不正義の構造に抗した社会的

政治的な参加」¹²⁾を絶えず生みださざるをえないのです。テッサさんの言うように、まさに「『責任』は、わたしたちが作った。しかし、『連累』は、わたしたちを作った」といえます。

「連累」は、このように、個々人の「責任」が国境を越えた広がりや「過去」との「連鎖」にあることを示すものであり、そのことにより対抗運動の「主体」をグローバルに照らしだしていくものとしてあるのです。

(3) 「歴史への真摯さ」と「普遍史」

ところで、個々人の「連累」を前提とし、「継続する不正義の構造に抗した社会的政治的な参加」を行なっていくとすれば、かえって、個々人において、例えば「不正義の構造」（責任）に対する歴史認識がバラバラになってしまい、運動の統一性が欠け、実質的な「解決」が果たせないのではないかと。こんな疑問が生まれてきます。この点を自覚して、テッサさんは次のように語っています。

「もしわれわれが歴史のあらゆる解釈を語りとして、どれも同じように語り手の言葉と観念によって形作られたものであるとするなら、互いに異なる物語の価値について判断を下すことは不可能になってしまうという点だ。……

こうしたジレンマを克服する道はあるのだろうか。「歴史の現実」を完全なる「科学的な」正確さと客観性をもって描くことのできるものとする「実証的」歴史学の立場をしりぞけながら、同時に、異なる過去の解釈を選択する根拠を確立することは可能なのだろうか。」¹³⁾

このジレンマを克服するために提起されたのが、「歴史への真摯さ」という概念です。分かりやすいようで、理解しにくい概念なのですが、まずは、テッサさんの長い説明をみておきましょう。

「『歴史への真摯さ』とは、歴史的出来事と、その出来事を記録し表象する作業に関わっている人々、そして表象されたものを見たり、聞いたり、読んだりする人々の間での一連の相互批判的な関係の全体を通じて表されるものである。一方、『歴史の真実』という言葉は、歴史家がすべて認識可能で叙述可能な完結的なリアリティを持った現実世界が自らの外に存在し、しかもそこに『真理』と呼び得る実体があるかのような印象を抱かせてしまう。しかし、これは幻想である。なぜなら、『歴史の現実』というものが存在しないからではなく、『歴史の現実』がいくらでも存在するからである。……

他方、『歴史への真摯さ』は、私たちが知りたいと思う主題をめぐって、過去とどのように向き合うかということに関わるものである。そこには、幾つかの要素が含まれている。一つめの要素は、私たち自身と私たちが生きる社会が歴史の産物であり、私たちは過去を理解することなしには、私たち自身も私たちの世界も理解することができないという認識である。二番めは、過去を見る多くの異なる視点が存在し、したがって私たちは他者の歴史の見方に真摯に心を開いて耳を傾ける必要があるという点だ。三番めの要素は、こうした他者の見方に耳を傾けることによって、世界の中での私たち自身の位置を再考し、私たちの過去に対する見方が、自分自身の限られた人生経験によって、歪められたり制約されたりしていないかを検証する能力である。」¹⁴⁾

このように「歴史の真実」は、歴史家の主観に依存するがゆえに、「いくらでも存在する」とみなし、それは、所詮、「幻想」でしかないと言い切っています。そのうえで、「歴史への

真摯さ」は、「私たちが知りたいと思う主題をめぐって、過去とどのように向き合うかということに関わるもの」であり、「世界の中での私たち自身の位置」を批判的に「検証」させる「力」として、その意義をもつと主張されています。

しかし、「歴史の真実」というのは、そのような相対的なものでしょうか。僕には、二項対立的な歴史観と異なって、別の歴史観もあったようにも思えます。

確かに、歴史家の主観という視点から見れば、どんな歴史家も、その「真実」をどんなに「科学」的に捉えようとしたとしても、一面的な「真実」を獲得しうるにすぎないでしょう。歴史家が世界のすべてを認識することは不可能だからです。たえざる批判者の存在がそれを証明しています。人間の歴史は、疑いもなく実在しているといえますが、一歴史家の捉えた「歴史の真実」は、歴史的な諸状況を背景にしながら、やはり歴史の一面を「切り取ったもの」でしかないでしょう。もちろん、実証的に掴み取られた、このような「歴史の真実」が無意味というわけではありません。その限りで、歴史家は多くの有益な貢献を重ねてきました。とはいえ、個人的な主観に依存する限り、やはり「歴史の真実」なるものは、「相対性」を逃れることはできない。とすれば、唯一の「歴史の真実」といったものは、テッサさんの言うように「幻想」なのかもしれません。

しかし、こうした論理は、「歴史家の主観という視点」だけを前提として、歴史認識を語るものでしょう。この点から、客観的な「歴史法則」を主張する「唯物史観」（生産様式史観）も批判され、その相対化がはかられてきましたが、実際、「普遍的な歴史」はありえないものなのでしょうか？ テッサさんも前提にしている「近代社会」も、「個人的な主観」として与えられるとすれば、存在しているのは、個々の主観的な「近代社会」認識の束でしかなくなります。それでは、批判対象としての「近代社会」を普遍的に確定できないばかりか、「対抗運動」が対立する「対象」が見失われていくことになってしまいます。この難題をいかに克服するか。こうした問題が立ちはだかっていたからこそ、テッサさんの理論にあっては、あらためて「歴史への真摯さ」が問題となってきたわけですが。

しかし、「歴史の真実」の把握には、もう一つの歴史観が提起されていたのではないのでしょうか。個人の主観にありながらその主観を超える超越論的な歴史学です。「普遍史」を提起したカントのそれです。カントは、「世界市民という視点からみた普遍史の理念」（1784年）という論文のなかで、「形而上学の観点からは人間の意志の自由の概念について、さまざまな理論を構築することができる。しかし意志が現象として示される人間の行動は、ほかのすべての自然の出来事と同じように、一般的な自然法則によって定められている」¹⁵⁾と主張していました。これは、まさに、テッサさんの疑問にストレートに応えていく歴史観に繋がっています。個人的な主観にのみ依存するのではなく、認識対象である人間自身の「自然法則」に即して人間の歴史を捉える「自然史」的な歴史認識の方法です。この視点からカントは、歴史について次のように語っています。

「歴史とは、こうした意志の現象としての人間の行動についての物語である。だから行動の原因が深いところに隠されているとしても、歴史は次のことを示すものと期待できる。人間の意志の自由の働きを全体として眺めてみると、自由が規則的に発展していることを確認できるのである。また個々の主体については複雑で規則がないようにみえる場合にも、人類全体として眺めてみると、人間の根本的な素質であるこの自由というものが、緩慢ではありながらつねに確実に発達していることを認識できるのである。」¹⁵⁾

カントは、こうした理解に立って「普遍史」を捉え、このテーマと関連して「人類の憶測的な起源」（1786年）、「万物の終焉」（1794年）、「永遠平和のために」（1795年）を書いています。ただ、これらは、いまだ抽象的な形で、歴史を「自然法則」との関連で明らかにした

ものです。それだけでは、歴史の大局——これ自体、きわめて説得力のあるものですが——は明らかになっても、具体的な運動にとって十分な歴史認識となるわけではありません。が、現在では、このカントの超越論的な歴史方法に立脚し、「普遍史」を具体的に発展させた柄谷行人さんの歴史原理論（『世界史の構造』[2010年]、『力と交換様式』[2022年]）¹⁶⁾があります。この柄谷理論は、ここで具体的に検討していくことはできませんが、「資本と国家を超える」原理論として提起され、テッサさんの疑問を解決していく理論ともなっているように思えます。こうした研究を踏まえてみれば、「歴史の真実」が把握できないとは言い切れません。むしろ、僕には、この柄谷理論を踏まえていくところに、テッサさんの理論も強化されていくのではないか。あるいはまた、「対抗運動」に立つ主体的な個々人の歴史批判力も明確化されていくのではないか、とも思います。「自由を耐え忍ぶ」¹⁷⁾というより、近代社会を変革し、社会自体を自由化する展望もみえてくるのではないか。

とはいえ、テッサさんのポジティブな問題提起は、「歴史の真実」の追求といった問題とは別次元におかれています。「歴史への真摯さ」は、すでに指摘したように、「私たちが知りたいと思う主題をめぐって、過去とどのように向き合うか」という点で位置づけられるものであり、実践的な観点からする「歴史認識」の意義を捉えようとするものでした。この観点と関わって、「歴史への真摯さ」が提起されていたのです。

「ひとつの出来事についての様々に異なる表現に耳を傾ければ、歴史知識の伝達を形成する力を理解し、歴史のプロセスへの私たち自身の“連累”を理解するために豊かな知識の宝庫を利用することができる。こうして、“歴史への真摯さ”には一種の継続的な対話関わってくる。その対話をとおして、ますます増える過去からの声のレパートリーに耳を傾け、聞いた物語を語り、語りなおし、そうすることで現在の自分を定義し、定義しなおす。この意味で、過去についての完璧でどこまでも“正しい”表現など不可能であることを認めつつ、このような努力をすることが抹殺の歴史学と闘うための出発点となるのではないだろうか」

18)

この「継続的対話」を「対抗運動」という観点から捉えなおせば、「歴史への真摯さ」は、個々人の「連累」を前提としながら、個々人がもつ歴史認識の「位置」を「対話」のなかで検証させ、また運動の未来を形成する「努力」（「力」）とみなすことができます。個々人の「歴史意識」は、近代では、経済的・政治的な領域に加えて、「感情やアイデンティティ」¹⁹⁾を含んだ「互酬」的なネーション（「想像の共同体」）において成立し、「国民的な想像力」として支配されています。したがって、対抗運動に求められる「歴史への真摯さ」は、この「国民的な想像力」を揚棄する「批判的想像力」と結びつき、それを生みだす「培養液」と掴まれているように思います。それゆえにまた、近代を超える「社会形成力」を生成していく「主体的な一契機」ともいえるかもしれません。

（4）未来をつくる「批判的想像力」

テッサさんは、「歴史への真摯さ」ということで、「過去についての特定の表現がどこまで“真実”か——絶対かつ究極のリアリティにどこまで肉迫しているか——を論議するより、人びとが過去の意味を創造するプロセスの“真摯さ”を検討評価するほうが有益ではないだろうか」²⁰⁾と問いかけているのですが、それはたんに運動の現状と関わっているだけではありません。

「過去は現在の私たちの立場からしか見ることができないと認知することの方が重要なのだ。まさしくこうした理由から、私たちは常日頃、他者の立場から語られる過去の物語に耳を傾

けることで、私たちが前提としているものを、すすんで疑問や挑戦にさらさねばならない。こうした方法によって過去を学ぶことが、現在における有意味な位置の創出と、未来に向けた意義あるヴィジョンを構想するための、私たちの不断の努力の一端となりうるはずだ」²¹⁾

このように、テッサさんは、「他者の立場から語られる過去の物語に耳を傾ける」ことによって「私たちが前提にしているもの」（近代）を「疑問や挑戦」（批判）にさらし、また、そうした方法によって「過去を学ぶ」ことが、「現在における有意味な位置の創出と、未来に向けた意義あるヴィジョンを構想」させていくものとなる、というのです。これこそ、「現在の人びとが過去を理解しようとするプロセス」³⁶に焦点をおいた「批判的想像力」によって獲得されてくるものでしょう。とすると、個々人は、運動の「手段」ではなく、すぐれて「目的」に位置していくことになります。「批判的想像力」によって創造されていくものこそ、実は、自己変革する自らの姿であり、「新社会」の形成にはかならないからです。

そしてまた、「対抗運動」を、たんなる批判ではなく、「社会形成運動」として捉えなおそうとするものであり、グローバリゼーションの段階における「対抗運動」の新たな形態とも言えるように思います。それだけに「批判的想像力」という概念は、テッサ理論のキー概念となるのです。

では、具体的に、いかなる未来ヴィジョンを「再発明」するのか？

(なかむらきょういち)

(注)

- 1) テッサさんは様々な事例で「対抗運動」を取り上げています。しかし、ここでは個々の具体的な事例の検討まで立ち入らないで一般的に論じるものとなっています。具体的な点は、「内なる多文化主義」として検討する予定です。
- 2) テッサ・モーリス＝スズキ『批判的想像力のために』平凡社、2013年、58～59頁。（初版2002年）
- 3) 同上、59～60頁。
- 4) 同上、60頁。
- 5) テッサ・モーリス＝スズキ『過去は死なない』岩波書店、2014年（初版2004年）K32-33
- 6) テッサ・モーリス＝スズキ『批判的想像力のために』平凡社、2013年、66頁。
- 7) 同上、64頁。
- 8) 同上、65頁。
- 9) 同上、65頁。
- 10) テッサ・モーリス＝スズキ『過去は死なない』岩波書店、2014年、34～35頁。
- 11) テッサ・モーリス＝スズキ『批判的想像力のために』平凡社、2013年、35～56頁。
- 12) 同上、67頁。
- 13) 同上、97頁。
- 14) 同上、98～99頁。
- 15) カント『永遠平和のために／啓蒙とは何か 他3篇』中山元訳、光文社2006年32
- 16) 柄谷行人『世界史の構造』岩波書店、2010年。柄谷行人『力と交換様式』岩波書店、2022年。
- 17) 『自由を耐え忍ぶ』岩波書店、2004年。
- 19) テッサ・モーリス＝スズキ『過去は死なない』岩波書店、2014年、37～38頁。
- 19) 同上、32～33頁。
- 20) テッサ・モーリス＝スズキ『批判的想像力のために』平凡社、2013年、66頁 37
- 21) 同上、104頁。